



神戸市組織図

令和6年4月

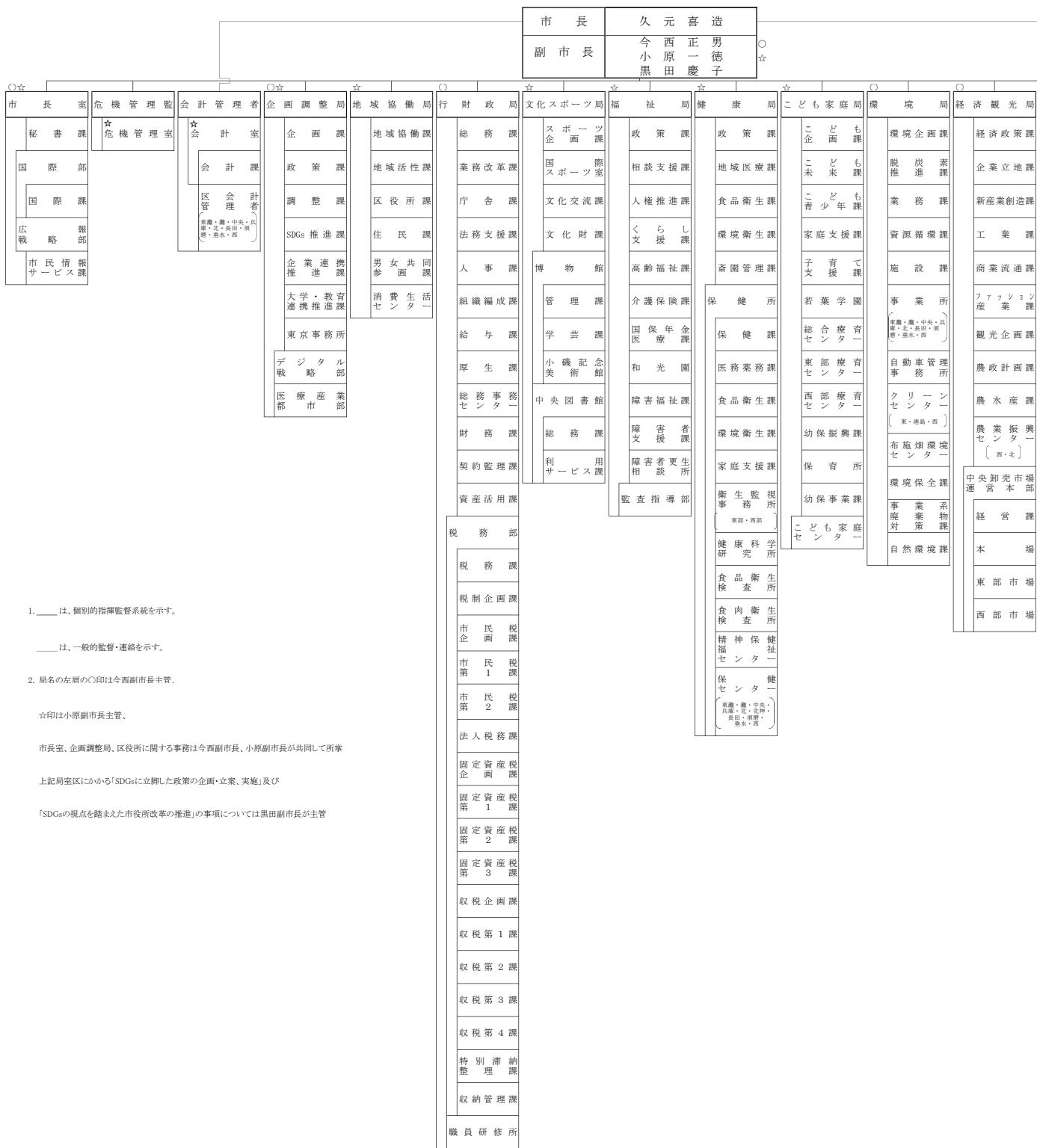
行財政局組織編成課

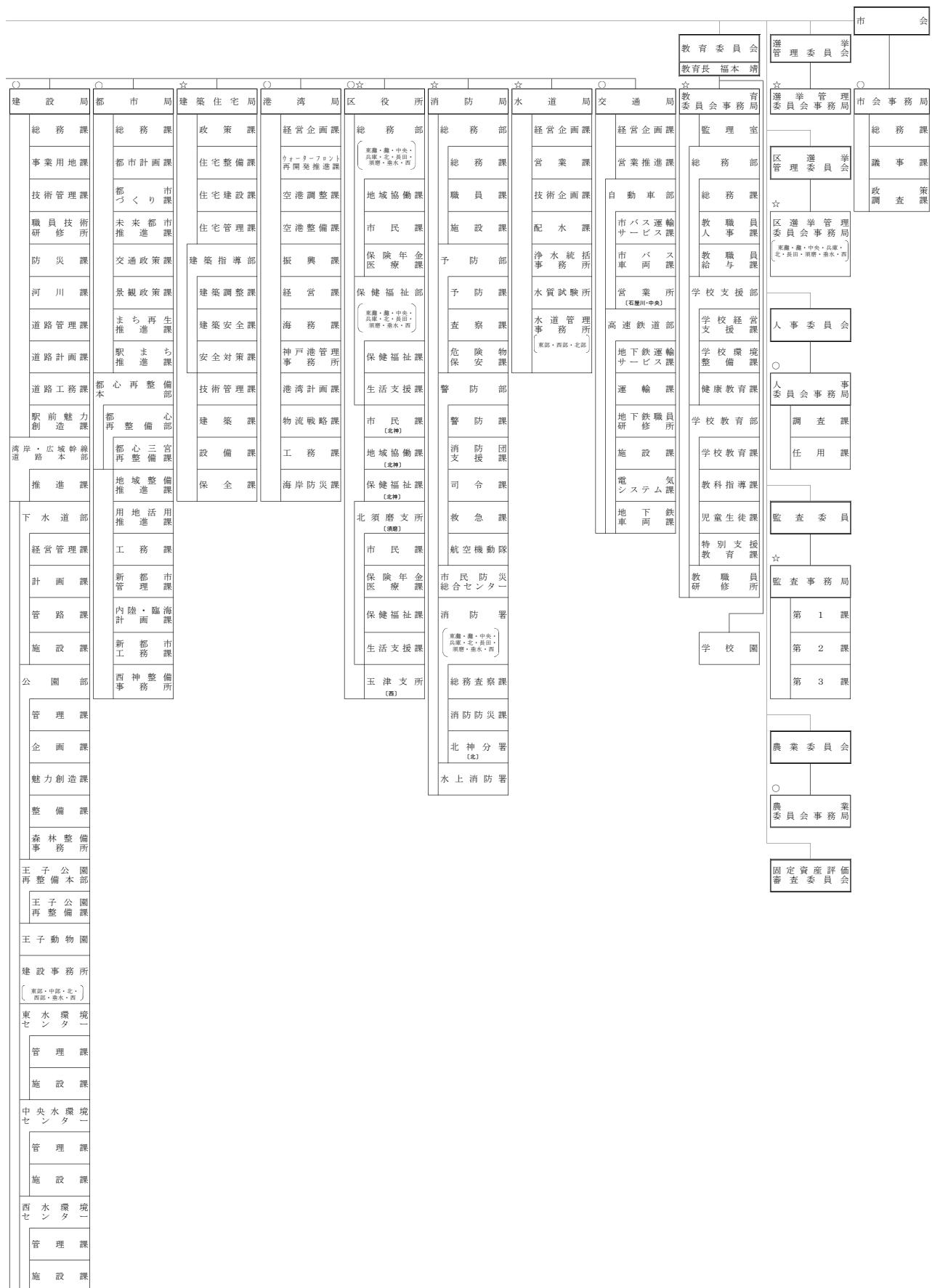
序

- 1 分掌事項は、神戸市事務分掌規則、その他の事務分掌規則によっている。
- 2 事業所及び行政機関の表示については、次のとおりである。
 - (1) は第1類（部相当。交通局においては課相当）の事業所を、(2) は第2類（課相当。交通局においては係相当）の事業所を、(3) は第3類（係相当）の事業所を、(4) は第4類の事業所を示す。
①は部相当の行政機関を、②は課相当の行政機関を示す。
- 3 この組織図は、令和6年4月現在で作成した。

目 次

1 機 構	圖	2
2 機 能	圖	
市 長	室	4
危 機	管 理 室	5
会 計	室	6
企 画	調 整 局	7
地 域	協 勵 局	8
行 財 政	局	9
文 化	ス ポ ーツ 局	11
福 祉	局	12
健 康	局	14
こ ど も	家 庭 局	16
環 境	局	18
経 済	觀 光 局	19
建 設	局	20
都 市	局	22
建 築	住 宅 局	24
港 湾	局	25
区 役	所	26
消 防	局	29
水 道	局	32
交 通	局	34
教 育	委 員 会 事 務 局	36
選 挙	管 理 委 員 会 事 務 局	38
人 事	委 員 会 事 務 局	40
監 察	事 務 局	41
農 業	委 員 会 事 務 局	42
市 会	事 務 局	43
3 参 考		
	令和 6 年度組織改正の要点	44
	神戸市事務分掌条例	46





市長室

秘書課

- (1)室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)市長及び副市長の秘書に関すること。
- (3)儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。
- (4)叙勲及び褒章に関すること。

国際部

国際課

- (1)国際施策の推進に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2)姉妹都市等との交流に関すること。
- (3)国際的な儀式及び交際に関すること。
- (4)神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。

広報戦略部

- (1)広報活動の企画及び実施に関すること。
- (2)報道機関との連絡に関すること。
- (3)広聴施策の企画及び実施に関すること。
- (4)市民からの問い合わせ、提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。

市民情報サービス課

- (1)情報公開制度及び神戸市情報公開審査会に関すること。
- (2)個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審査会に関すること。
- (3)市政情報の収集、整備及び提供並びに府内案内に関するこ
- (4)市民の意見提出手続制度に関すること。
- (5)市民相談に関すること。

危機管理室

- (1)室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)危機管理（大規模な災害、事故又は事件等により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
- (3)危機管理に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (4)災害等警戒本部及び対策本部に関すること。
- (5)災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
- (6)交通安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
- (7)地域安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。

会計室

会計課

- (1)室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)会計制度の企画、調整及び改善に関すること。
- (3)現金の出納及び保管に関すること。
- (4)物品及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (5)会計事務の検査に関すること。
- (6)収入証紙に関すること。
- (7)支出命令の審査に関すること。
- (8)指定金融機関等に関すること。
- (9)現金及び財産の記録管理に関すること。
- (10)決算の調製に関すること。

地域協働局

地域協働課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)移住及び交流の促進に関すること。
- (3)地域活動への支援に係る総合的な調整に関すること。
- (4)地域共生の推進に係る連携及び調整に関すること。
- (5)公益財団法人神戸国際コミュニティセンターに関すること（市長室の所管に属するもの・国際施策に関するものを除く。）。

地域活性課

- (1)協働と参画のまちづくりの推進に関すること。
- (2)地域課題の把握及び解決に向けた総合的な調整に関すること。
- (3)地域住民の自治組織など地域組織への支援及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)認可地縁団体に関すること。
- (5)ふれあいのまちづくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関すること。
- (7)N P O 法人の認証及び認定に関すること。
- (8)社会貢献活動の支援に関すること。

区役所課

- (1)区役所の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)区政の企画及び調査に関すること。

住民課

- (1)戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑登録及び個人番号カードに係る事務の統括、改善及び指導に関すること。
- (2)戸籍の入力及び写し、謄本又は抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。
- (3)外国人住民に係る住居地の届出の統括に関すること。
- (4)特別永住者の手続きの統括に関すること。
- (5)住居表示制度の実施及び町及び字の区域及び名称に関すること。
- (6)新たに生じた土地の確認に関すること。

男女共同参画課

- (1)女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。
＜男女共同参画センター＞（3）
 - (1)女性活躍及び男女共同参画に係る施策の立案、啓発、調査及び研究に関すること。
 - (2)神戸市男女共同参画審議会に関すること。
 - (3)婦人大学に関すること。
 - (4)男女共同参画センター及び婦人会館の管理及び運営に関すること。

消費生活センター（2）

- (1)消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関すること。
- (2)消費生活情報の収集及び提供に関すること。
- (3)消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
- (4)物価情報の収集及び提供に関すること。
- (5)消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。
- (6)消費生活に関する調査及び研究に関すること。
- (7)計量検査に関すること。

企画調整局

企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)国の行政機関その他関係機関との協議、連絡及び調整に関すること。
- (3)大都市制度に関すること。
- (4)他の地方公共団体との連携及び協力に関すること。
- (5)市の区域の基本的事項に関すること。
- (6)関西広域連合に関すること。

政策課

- (1)市政の基本的施策及び新規施策の調査、研究、立案及び推進に関すること。
- (2)総合基本計画に関すること。
- (3)政策課題の解決に向けた府内外の連携及び調整に関すること。
- (4)地方創生に係る総括調整に関すること。
- (5)統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6)各種の統計資料の整備及び編集、統計調査結果の総合的解析並びに人口推計等に関すること。
- (7)各種統計データの利活用による効果的な政策・施策立案の推進に関すること。

調整課

- (1)市政の重要施策の総括調整に関すること。
- (2)外郭団体の事業調整に関すること。
- (3)スマートシティの推進に関すること。
- (4)関西国際空港に係る調整に関すること。

SDGs 推進課

- (1)SDGsに立脚した政策の企画、立案及び推進に関すること。
- (2)神戸SDGs貢献基金に関すること。

企業連携推進課

- (1)産官学民の連携及び調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (2)企業等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (3)個人版及び企業版ふるさと納税に関すること。

大学・教育連携推進課

- (1)産官学民の連携及び調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (2)大学等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (3)神戸市公立大学法人に関すること。
- (4)教育大綱に関すること。
- (5)総合教育会議に関すること。
- (6)創造都市の推進に関すること。
- (7)デザイン・クリエイティブセンター神戸に関すること。
- (8)政策課題の調査、研究に関すること。
- (9)震災復興に係る調査及び調整に関すること。

デジタル戦略部

- (1)デジタル施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
 - (2)DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務改革及び働き方改革の推進並びに市民サービスの向上に関すること。
 - (3)市民へのデジタル施策の普及に関すること。
 - (4)情報システムの計画、開発、運用、保守（他の所管に属するものを除く。）及び監理並びに改善指導に関すること。
 - (5)電子計算機及び情報通信ネットワーク等の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
 - (6)情報セキュリティ対策の総括的な推進、指導及び調整に関すること。
 - (7)社会保障・税番号制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- <行政事務センター> (3)
- (1)行政手続の受付及び処理の集約化及び改善に関すること。

医療産業都市部

- (1)神戸医療産業都市の推進に関すること。
- (2)医療関連産業の集積及び育成に関すること。
- (3)世界保健機関健康開発総合研究センターとの連携に関すること。
- (4)国立研究開発法人理化学研究所との連絡及び調整に関すること。
- (5)スーパーコンピュータを活用した研究開発を行う施設に関すること。
- (6)スーパーコンピュータ及びFOCUSスパコンに係る企業及び大学等の誘致に関すること。
- (7)神戸市臨床研修情報センターに関すること。

東京事務所（2）

- (1)国会、各省庁その他関係機関との連絡及び情報収集に関すること。
- (2)市政、観光等の紹介に関すること。

行財政局

総務課 <p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2)神戸市長の資産等の公開に関すること。 (3)文書に関すること。 (4)公印の管守に関すること。 (5)審査請求における審査庁の事務及び審理員が行う事務の補助に関する事務（市長が審査庁である場合に係るものに限る。） (6)職員の公正な職務の執行の確保に関する事務。 (7)内部統制に関する事務。 (8)行政手続に関する事務。</p> <p><チャレンジドオフィス>（3） (1)文書集配に関する事務。 (2)前号に掲げるもののほか、その他文書に関する事務（他の所管に属するものを除く。）。</p>	総務事務センター <p>(1)総務事務の集約化及び改善に関する事務。 (2)職員の給与の支給に関する事務。 (3)前2号に掲げるもののほか、総務事務に関する事務（他の所管に属するものを除く。）。</p>
財務課 <p>(1)財政全般の企画及び調整に関する事務。 (2)予算の編成及び管理に関する事務。 (3)市議会の議案及び業務報告に関する事務。 (4)公債、宝くじ及び借入金に関する事務。 (5)財政調査及び報告並びに財政事情の公表に関する事務。 (6)譲与税（他の所管に属するものを除く。）、交付金（他の所管に属するものを除く。）及び地方交付税に関する事務。 (7)神戸市公債基金及び神戸市財政調整基金に関する事務。</p>	
業務改革課 <p>(1)業務改革に関する事務。 (2)指定管理者制度に関する事務（他の所管に属するものを除く。） (3)附属機関及び有識者会議の調整に関する事務。 (4)地方独立行政法人制度に関する事務。</p>	契約監理課 <p>(1)契約事務の総合調整に関する事務。 (2)契約制度の企画及び立案に関する事務。 (3)入札参加資格に関する事務。 (4)入札及び契約に係る広報に関する事務。 (5)入札及び契約に係るシステムの改善及び管理に関する事務。</p>
庁舎課 <p>(1)市役所本庁舎の管理及び執務環境の改善に関する事務。 (2)集中管理車の配車及び整備に関する事務。</p>	資産活用課 <p>(1)財産区有財産の管理及び処分に関する事務。 (2)財産区有金の会計経理に関する事務。 (3)前2号に掲げるもののほか、財産の管理に関する事務。 (4)公有財産の調査及び総括に関する事務。 (5)局所管の不動産（他の所管に属するものを除く。）の貸付け、管理及び保全に関する事務。 (6)不動産（他の所管に属するものを除く。）の取得及びこれに伴う損失補償並びに処分に関する事務。 (7)不動産の活用及び処分の企画並びに促進に関する事務。 (8)ファシリティマネジメント（施設の管理、保全及び活用の最適化をいう。）の推進に関する事務。 (9)神戸市不動産評価審議会に関する事務。 (10)公共用地の取得に伴う損失補償基準の総括に関する事務。 (11)地価公示等に関する事務。</p>
法務支援課 <p>(1)法的手法等の調査、研究及び助言に関する事務。 (2)本市における訴訟及び調停の統轄に関する事務。 (3)条例、規則及び訓令甲の審査に関する事務。 (4)神戸市例規集及び公報その他公告式に関する事務。 (5)神戸市行政不服審査会に関する事務。</p>	
人事課 <p>(1)職員の配置に関する事務。 (2)職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関する事務。 (3)前2号に掲げるもののほか、人事に関する事務。</p>	
組織編成課 <p>(1)組織機構に関する事務。 (2)職員の定数に関する事務。</p>	税務部
給与課 <p>(1)職員の給与に関する事務。 (2)職員団体及び職員の労働組合に関する事務。 (3)給与制度の調査、研究及び改善に関する事務。 (4)神戸市特別職議員報酬等審議会に関する事務。 (5)前各号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事務。</p>	税務課 <p>(1)部所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事務。 (2)税務広報に関する事務。 (3)税務のシステムの総合調整、計画、開発、管理、運用及び保守に関する事務。 (4)市税の業務改革の総括に関する事務。</p>
厚生課 <p>(1)職員の福利厚生に関する事務。 (2)神戸市職員共助組合及び神戸市職員信用組合に関する事務並びに神戸市職員共済組合に関する事務。 (3)退職年金及び恩給に関する事務。 (4)職員の衛生管理に関する事務。 (5)事業場の安全管理に関する事務。 (6)職員の公傷病に関する事務。</p>	税制企画課 <p>(1)税制の調査及び企画並びに税務統計に関する事務。 (2)市税関係予算に関する事務。 (3)譲与税（他の所管に属するものを除く。）、交付金（他の所管に属するものを除く。）及び県税徴収委託金の収納に関する事務。 (4)市税関係条例規の制定及び改廃に関する事務。 (5)市税に関する訴訟に関する事務。 (6)市税の業務改革に関する事務（他の所管に属するものを除く。）。</p>
	市民税企画課 <p>(1)個人の市民税の賦課事務の総括に関する事務。</p>

行財政局

(2)市税その他徴収金の収納に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	(2)市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務。
(3)市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	収税企画課
(4)市税の窓口の運営管理に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	(1)市税その他徴収金の督促 (他の所管に属するものを除く。) 及び滞納整理事務の総括に関する事務。
以下4類事業所 市税の窓口 [東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西]	(2)国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。
市民税第1課	(3)市の未収債権 (市税その他徴収金を除く。) の徴収に係る調査及び総合調整に関する事務。
(1)個人の市民税の賦課に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	収税第1課
(2)市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	(1)市税その他徴収金の督促 (他の所管に属するものを除く。) 及び滞納整理に関する事務。
(3)市税の窓口の運営管理に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	収税第2課
市民税第2課	収税第3課
(1)個人の市民税の賦課に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	収税第4課
(2)市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	(1)市税その他徴収金の滞納整理に関する事務。
(3)市税の窓口の運営管理に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。	特別滞納整理課
法人税務課	(1)市税その他徴収金の滞納整理に関する事務。
(1)法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税の賦課に関する事務。	(2)国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務。(他の所管に属するものを除く。)。
(2)法人関係税県市共同窓口に関する事務。	収納管理課
固定資産税企画課	(1)市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関する事務。
(1)固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関する事務。	(2)市税のその他徴収金の収納、収納管理及び督促に関する事務 (他の所管に属するものを除く。)。
(2)固定資産の調査に関する事務。	(3)過誤納金の還付及び充当に関する事務。
(3)固定資産の評価に関する事務。(固定資産税第1課、固定資産税第2課及び固定資産税第3課の所管に属するものを除く。)	(4)市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関する事務。
(4)特別土地保有税の賦課に関する事務。	(5)納税証明に関する事務。
(5)国有資産等所在市町村交付金に関する事務。	職員研修所(1)
固定資産税第1課	(1)職員研修に関する事務。
(1)東灘区、灘区、中央区、兵庫区及び北区(以下第3号までにおいて「担当区域」という。)に所在する固定資産(償却資産及び固定資産税第3課の所管に属するものを除く。)の評価に関する事務。	(2)前号に掲げるもののほか、人材育成に関する事務。
(2)担当区域に所在する固定資産(償却資産を除く。)に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務。	
(3)担当区域に所在する固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関する事務(他の所管に属するものを除く。)。	
固定資産税第2課	
(1)長田区、須磨区、垂水区及び西区(以下第3号までにおいて「担当区域」という。)に所在する固定資産(償却資産及び固定資産税第3課の所管に属するものを除く。)の評価に関する事務。	
(2)担当区域に所在する固定資産(償却資産を除く。)に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務。	
(3)担当区域に所在する固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関する事務(他の所管に属するものを除く。)。	
固定資産税第3課	
(1)市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋の評価に関する事務。	

文化スポーツ局

スポーツ企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
- (3)スポーツ施設等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

<公民館>（3）

【住之江・葺合・清風・長田・南須磨・東・垂水・玉津南】

- (1)公民館の管理及び運営に関すること。
- (2)教室、講座、講演会、展示会その他事業に関すること。

国際スポーツ室

- (1)国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関すること。

文化交流課

- (1)文化事業の企画、振興及び連絡調整に関すること。
- (2)文化施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

文化財課

- (1)文化財保護に関する諸施策の企画、調査、研究、連絡及び調整に関すること。
- (2)文化財関連施設に関すること。

博物館（1）

管理課

- (1)博物館の管理及び運営に関すること。

学芸課

- (1)特別展、企画展、講演会、講座その他事業の計画及び実施に関すること。
- (2)神戸市立博物館資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること。

小磯記念美術館（2）

- (1)博物館小磯記念美術館（以下「小磯記念美術館」という。）及び博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館（以下「神戸ゆかりの美術館」という。）の管理及び運営に関すること（神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。）。
- (2)特別展、企画展、講演会、講座その他事業の計画及び実施に関すること（神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。）。
- (3)神戸市立小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること（神戸ゆかりの美術館の所管に属するものを除く。）。

<神戸ゆかりの美術館>（3）

- (1)神戸ゆかりの美術館の管理及び運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)特別展、企画展、講演会、講座その他事業の計画及び実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)神戸ゆかりの美術館資料の収集、保管、調査研究及び普及啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

中央図書館（1）

総務課

- (1)東灘図書館、灘図書館、三宮図書館、兵庫図書館、北図書館、北神図書館、新長田図書館、須磨図書館、名谷図書館、垂水図書館及び西図書館に関すること（他の所管に属する

ものを除く。）。

- (2)図書館に係る施策の企画立案及び調整に関すること。
- (3)図書館情報ネットワークシステムの運用に関すること。
- (4)地域連携の推進に関すること。

利用サービス課

- (1)図書館資料（電子図書等を含む）の収集、提供、管理及び利用促進に関すること。
- (2)自動車図書館に関すること。
- (3)書誌の編集及び管理に関すること。
- (4)郷土及び行政資料等に関すること。
- (5)子どもの読書活動推進に関すること。
- (6)調査相談事務に関すること。

福祉局

政策課 <ul style="list-style-type: none">(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事項。(2)市民福祉の啓発に関する事項。(3)市民福祉総合計画に関する事項。(4)福祉事業の企画、開発及び推進に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(5)福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関する事項。	高齢福祉課 <ul style="list-style-type: none">(1)高齢者の社会参加に関する事項。(2)戦没者遺族、戦傷病者及び引揚者等の援護に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(3)高齢者の福祉事業の総合調整に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(4)老人福祉施設等の整備及び認可等に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(5)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関する事項。(6)認知症に関する事項。
相談支援課 <ul style="list-style-type: none">(1)複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関する事項。(2)家族のケアを行う子ども・若者の支援に関する事項。(3)ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関する事項。(4)ひきこもりに関する情報発信に関する事項。(5)再犯防止・更生支援に関する事項。	介護保険課 <ul style="list-style-type: none">(1)介護保険に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(2)介護保険事業計画に関する事項。(3)福祉に資する人材の確保に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(4)介護保険システムに関する事項。(5)地域包括支援センターに関する事項。(6)あんしんすこやか窓口に関する事項。(7)地域見守り活動の推進に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(8)介護予防ケアマネジメントに関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(9)ケアプランの適正化に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。
人権推進課 <ul style="list-style-type: none">(1)人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関する事項。(2)犯罪被害者等の支援に関する相談に関する事項。	国保年金医療課 <ul style="list-style-type: none">(1)国民健康保険に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(2)特定健康診査及び特定保健指導に関する事項。(3)医療費助成等に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(4)後期高齢者医療制度に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(5)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関する事項。
くらし支援課 <ul style="list-style-type: none">(1)生活困窮者の自立支援に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(2)本市の各区の社会福祉協議会に関する事項。(3)福祉情報システムの運用及び開発に関する事項。(4)福祉事業の企画、開発及び推進に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(5)福祉に資する人材の確保に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(6)自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関する事項。(7)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関する事項。(8)民生委員及び児童委員に関する事項。(9)地域見守り活動の推進に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(10)生活保護に関する事項。(11)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(12)保護施設の認可、指導及び監督に関する事項。(13)ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関する事項。(14)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関する事項。(15)被保護者等緊急救援資金貸付金に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(16)低所得世帯療養資金の償還に関する事項。(17)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関する事項。(18)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事項。	和光園（2） <ul style="list-style-type: none">(1)入所者の介護に関する事項。(2)入所者の生活指導に関する事項。(3)入所者の診療及び看護に関する事項。(4)入所者の栄養管理及び栄養指導に関する事項。(5)ケアハウス和光園に関する事項。
障害福祉課 <ul style="list-style-type: none">(1)障害者のスポーツの振興に関する事項。(2)障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関する事項。(3)障害者の福祉の啓発に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関する事項。(5)障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項。(6)障害者及び障害児の福祉施設に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(7)バリアフリーの推進に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。(8)障害者の就労の促進に関する事項。(9)身体障害者福祉センターに関する事項。(10)心身障害者扶養共済制度に関する事項。(11)重度心身障害者の移動支援施策に関する事項（他の所管に属するものを除く。）。	

福祉局

- (12)特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。
- (14)医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。

障害者支援課

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (7)障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

障害者更生相談所②

- (1)障害者の相談、指導及び判定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
- (4)関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

監査指導部

- (1)社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人等及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。
- (2)介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4)老人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (6)障害者福祉施設等（障害児入所施設を含む。）の従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

健康局

政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)衛生上の統計に関すること。
- (3)健康創造都市K O B E の推進に関すること。

地域医療課

- (1)地域医療の確保に関すること。
- (2)救急医療対策に関すること。
- (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。
- (4)看護師の確保の支援に関すること。
- (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。
- (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。
- (7)神戸こども初期急病センターに関すること。

食品衛生課

- (1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

環境衛生課

- (1)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

以下4類事業所

動物管理センター

斎園管理課

- (1)市立の墓園及び斎場に関すること。
- (2)墓地及び埋葬等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

＜墓園管理センター＞（3）

- (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。

以下4類事業所

鵠越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所

＜斎場管理センター＞（3）

- (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。

以下4類事業所

甲南斎場、鵠越斎場、有馬斎場、西神斎場

保健所①

保健課

- (1)保健事業の企画、推進、調整及び実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)健康危機管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)栄養の改善及び食育に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)歯科口腔保健に関すること。
- (5)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)難病の患者に対する医療等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)結核及び感染症に関すること。
- (8)予防接種及び健康被害に関すること。

(9)公害（アスベストを含む。）による健康被害に関すること。

(10)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(11)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。

(12)保健センター等の事業に係る支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(13)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。

＜口腔保健支援センター＞（3）

- (1)歯科口腔保健に関すること。

医務業務課

- (1)医務に関すること。
- (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。
- (3)薬務に関すること。
- (4)献血に関すること。
- (5)保健センターの事業に係る支援に関すること（医務及び薬務に限る。）。
- (6)食品表示に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)栄養の改善に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

食品衛生課

- (1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。

環境衛生課

- (1)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

以下4類事業所

動物管理センター

※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長（健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

家庭支援課

＜母子保健係＞

- (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関すること（母子保健事業に限る。）。

※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長（こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。）をもって充てる。

衛生監視事務所（2）

- (1)食品衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭用品の安全対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)環境衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

健康科学研究所（2）

- (1)衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。
- (2)衛生に関する試験及び検査に関すること。

食品衛生検査所（2）

- (1)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

健康局

(2)食品の試験及び検査に関すること。
食肉衛生検査所（2）
(1)食肉の試験及び検査に関すること。 (2)と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
精神保健福祉センター②
(1)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)神戸いのち大切プランに関すること。 (3)神戸市自殺対策推進センターに関すること。 (4)保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。
保健センター（2） 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西〕
(1)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)医務及び薬務に関すること。 (4)歯科保健に係る相談及び指導に関すること。 (5)精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 (6)特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。 (7)結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。 (8)結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること。 (9)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。 (10)公害（アスベストを含む。）に関すること。
※各保健センターにおける職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。
保健福祉部 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕
保健福祉課
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
保健福祉課〔北〕
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
保健福祉課〔須磨〕
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

こども家庭局

こども企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

こども未来課

- (1)子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。
(2)医療費助成に係る事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

こども青少年課

- (1)児童館に関すること。
(2)子ども会に関すること。
(3)新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。
(4)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
(5)青少年に関する施策の調整及び推進に関すること。

家庭支援課

- (1)要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。
(2)児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等、指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
(3)配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談並びに女性の保護に関すること。
(4)母子保健及び難病の対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
(5)障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること（他の所管に属するものは除く。）。

子育て支援課

- (1)一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
(2)こどもに関する諸手当に関すること（他の所管に属するものは除く。）。

若葉学園（2）

- (1)入所又は通所児童の自立支援に関すること。
(2)退所した者についての相談その他の援助に関すること。

総合療育センター（2）

- (1)知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。
(2)まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。
(3)神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。

東部療育センター（2）

- (1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。
(2)ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

西部療育センター（2）

- (1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。
(2)のばら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。

幼保振興課

- (1)就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。
(2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
(3)施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。
(4)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。
(5)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
(6)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。
(7)市立の保育所の運営に関すること。
(8)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

保育所（2）

- (1)乳幼児の保育に関すること。

（魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・桜の宮・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台）

幼保事業課

- (1)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。
(2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）
(3)民間の保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。
(4)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。
(5)民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）
(6)教育・保育内容の研究並びに保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。
(7)子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

こども家庭センター（児童相談所）①

- (1)児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。
(2)児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。
(3)児童の一時保護に関すること。
(4)児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。
(5)児童虐待の防止等に関すること。
(6)里親に関すること。
(7)児童入所施設措置費等の支払及び徴収に関すること。
(8)療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

環境局

環境企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)環境政策の企画推進及び計画に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (3)環境教育に関するこ。
- (4)家庭系一般廃棄物の適正処理及び減量並びに資源化の企画及び推進に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。

脱炭素推進課

- (1)エネルギー政策に関するこ。
- (2)地球温暖化対策に関するこ。
- (3)環境に配慮した都市づくりに関するこ (他の所管に属するものを除く。)。

業務課

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関するこ。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出及びその指導に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (3)一般廃棄物の保管場所の届出等に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (4)家庭系し尿の収集及び運搬並びに事業系し尿搬入に係る手数料に関するこ。
- (5)一般廃棄物処理業 (浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。) の許可及び指導監督に関するこ。
- (6)河川美化に関するこ (兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。)。
- (7)市民トイレ等に関するこ。
- (8)環境整備用自動車の調達に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (9)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関するこ (当該手数料の徴収に係るものを除く。)。
- (10)一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (11)局の所管に係る不動産及び施設 (環境監視システム及び発生源監視システムを除く。) の管理に関するこ。
- (12)大阪湾広域臨海環境整備センターに関するこ。

資源循環課

- (1)家庭系一般廃棄物の適正処理に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (2)家庭系一般廃棄物の減量及び資源化施策に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。

施設課

- (1)局の所管に係る施設 (環境監視システム及び発生源監視システムを除く。) の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関するこ。
- (2)一般廃棄物の焼却及び破碎に係る作業計画に関するこ。
- (3)一般廃棄物の処理技術に関するこ。
- (4)局の所管に係る施設に関する環境保全に関するこ。
- (5)埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関するこ。
<妙賀山クリーンセンター> (3)
(1)一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。
<茹藻島クリーンセンター> (3)
(1)一般廃棄物の中継に関するこ。
(2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関するこ。
<落合クリーンセンター> (3)
(1)一般廃棄物の中継に関するこ。

- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関するこ。

事業所 (2)【東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西】

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関するこ。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関するこ。
- (3)一般廃棄物 (し尿を除く。) の処理に係る手数料の徴収に関するこ。

自動車管理事務所 (2)

- (1)環境整備用自動車 (以下この条において「自動車」という。) の設計、改良及び調達に関するこ。
- (2)自動車の整備及び検査に関するこ。
- (3)機材の修理に関するこ。

クリーンセンター (2)【東・港島・西】

- (1)一般廃棄物の焼却及び破碎 (港島クリーンセンターに限る。) 実施に伴う計画、統計及び報告に関するこ。
- (2)焼却灰の処分に関するこ。
- (3)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関するこ。
- (4)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関するこ。

布施畠環境センター (2)

- (1)一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関するこ。
- (2)センター設備の小規模工事の設計監督に関するこ。
- (3)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関するこ。

環境保全課

- (1)大気環境、交通環境 (交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。)、水環境及び土壤環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関するこ。
- (2)開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (3)浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の登録並びに一般廃棄物処理業 (浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。) の許可及び指導監督に関するこ。
- (4)環境影響評価制度の運営及び審査に関するこ。
- (5)都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に関するこ。
- (6)建築工事に係る資材の再資源化等に係る届出及び指導に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (7)太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。

事業系廃棄物対策課

- (1)廃棄物の適正処理に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (2)廃棄物の減量及び資源化施策に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (3)廃棄物処理業 (事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。) に係る許可及び指導監督に関するこ。
- (4)廃棄物の適正排出及びその指導並びに再生利用及び処理技術に関するこ (他の所管に属するものを除く。)。
- (5)一般廃棄物 (犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出される粗大ごみを除く。) の収集又は運搬に係る手数料に関するこ (当該手数料の徴収に係るものを除く。)。

環境局

- (6)廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
- (7)産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管に係る届出及び指導に関すること。
- (8)建設工事に係る資材の再資源化等に係る指導のうち、廃棄物の排出及び処理に関すること。
- (9)使用済自動車の処理に係る登録、許可及び指導に関すること。
- (10)ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関すること。
- (11)土砂の埋立て等に係る許可及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)路上喫煙及びポイ捨て防止対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)住居等における堆積物対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (14)地域環境の保全及び美化に関すること。
- (15)不法投棄の防止及び対策に関すること。

自然環境課

- (1)生物多様性の保全に関すること。
- (2)開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

経済観光局

経済政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)産業の振興に関する企画、立案及び調整に関すること。
- (3)大規模小売店舗の立地に関すること。
- (4)企業の海外展開支援に関すること。
- (5)外国人材の採用に関すること。
- (6)中小企業の融資に関すること。
- (7)雇用及び就労状況に関する連絡及び調整に関すること。
- (8)技能の振興に関すること。
- (9)勤労者の福利厚生に関すること。

企業立地課

- (1)企業立地に関すること。
- (2)対内投資の促進に関すること。
- (3)企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

新産業創造課

- (1)新産業の育成に関すること。
- (2)海外拠点を活用した経済交流に関すること。
- (3)都市型創造産業に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。

工業課

- (1)成長産業の育成に関すること。
- (2)工場立地に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、工業の振興に関すること。

商業流通課

- (1)商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
- (2)流通対策に関する連絡及び調整に関すること。

ファッション産業課

- (1)地場産業の育成及び振興に関すること。
- (2)生活文化産業の振興に関すること。

観光企画課

- (1)観光及びMICEの振興に係る総合的企画、調査及び連絡調整に関すること。
- (2)泉源の管理に関すること。

農政計画課

- (1)農政の総括並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (2)農業の振興に関する企画及び推進に関すること。
- (3)農業及び漁業の担い手に係る施策に関すること。
- (4)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)人と自然との共生ゾーンに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)農村地域の総合整備に関する調査、計画及び調整に関すること。
- (7)農業用ため池の整備に関する調査、計画及び調整に関すること。
- (8)農地・農業用施設の災害復旧工事に関すること。
- (9)森林の保護及び育成に関する連絡及び調整に関すること。
- (10)水産関連施設の土木工事に関すること。

農水産課

- (1)食都神戸の推進に関すること。
- (2)園芸作物の生産の振興及び技術の普及に関すること。
- (3)農産物等の消費の拡大に関すること。

- (4)観光農業に関すること。
- (5)沿岸域の漁業の振興に関すること。
- (6)漁港の管理及び整備計画に関すること。

西農業振興センター（2）

- (1)農業振興地域の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。以下、この項において同じ。）。
- (2)人と自然との共生ゾーンに関すること。
- (3)都市農村交流の推進に関すること。
- (4)農地の有効活用の推進に関すること。
- (5)農業の担い手の育成に関すること。
- (6)土地基盤整備の推進に関すること。
- (7)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。
- (8)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。
- (9)兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業及び収入保険制度に関すること。
- (10)米麦及び園芸作物の振興に関すること。
- (11)農業生産環境に関すること。
- (12)観光農業に関すること。
- (13)畜産物の生産及び技術の普及に関すること。
- (14)家畜の衛生及び防疫に関すること。
- (15)畜産物の消費拡大に関すること。
- (16)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務、農業の振興及び畜産の振興に関すること。

北農業振興センター（2）

- (1)農業振興地域の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。以下この項において同じ。）。
- (2)人と自然との共生ゾーンに関すること。
- (3)都市農村交流の推進に関すること。
- (4)農地の有効活用の推進に関すること。
- (5)農業の担い手の育成に関すること。
- (6)土地基盤整備の推進に関すること。
- (7)農業・農業用施設の災害復旧に係る調査に関すること。
- (8)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。
- (9)兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業（家畜共済事業を除く。）及び収入保険制度に関すること。
- (10)米麦及び園芸作物の振興に関すること。
- (11)農業生産環境に関すること。
- (12)観光農業に関すること。
- (13)前各号に掲げるもののほか、農政に関する事務及び農業の振興に関すること。

中央卸売市場運営本部

経営課

- (1)本場、東部市場及び西部市場（次号において「本場等」という。）の総合調整及び運営の企画に関すること。
- (2)本場等の経営の分析及び改善に関すること。
- (3)卸売業者、仲卸売業者及び関連事業者の業務検査及び財務検査の事務管理に関すること。

本場（2）、東部市場（2）、西部市場（2）

- (1)市場の運営、調査及び統計に関すること。
- (2)施設整備の計画及び実施に関すること。
- (3)業務の許可及び市場施設の指定等に関すること。
- (4)各種の使用料等の徴収に関すること。
- (5)市場の維持管理、保安衛生及び清掃に関すること。
- (6)市場関係事業者に対する許可等及び指導監督に関するこ
- (7)市場関係事業者の業務の検査及び経営指導に関すること。
- (8)買出入の指導に関すること。

建設局

総務課 (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2)下水道事業に係る会計事務に関すること。 (3)局の契約等に係る調整及び改善に関すること。	道路計画課 (1)道路及び街路に関する調査及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。 (3)自動車駐車場の管理に関すること。 (4)道路及び溝渠の指導、調整及び検査に関すること。
事業用地課 (1)不動産の管理及び活用に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)不動産の取得及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	道路工務課 (1)道路、側溝、溝渠及び街路灯の整備及び工事に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)道路占用工事及び道路掘削工事に関する事務、調整及び指導に関すること。 (3)電線類の地中化及び共同溝の整備に関すること。 (4)橋梁の新設、維持及び補修に関すること。 (5)トンネルの維持及び補修に関すること。 (6)道路の防災及び災害復旧に関すること。 (7)道路の交通安全施設に関する計画、調査及び整備に関すること（他の所管に属するものを除く。） (8)都市計画道路の整備に関すること（都市局及び港湾局の所管に属するものを除く。） (9)道路工事に係る積算に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
技術管理課 (1)技術管理に関する総括及び調整に関すること。 (2)土木の技術及び技術管理に係る調査、研究及び改善に関すること。 (3)土木の積算に関する調査、研究及び改善に関すること。 (4)工事の請負契約に係る検査に関すること。 (5)工事の安全管理に関すること。 (6)優良工事の認定に関すること。 (7)建設事業外部評価委員会に関すること。	駅前魅力創造課 (1)駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
職員技術研修所（2） (1)職員の技術研修に関すること。 (2)人材育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	湾岸・広域幹線道路本部 推進課 (1)国等が実施する広域幹線道路の整備の推進に関すること。 (2)前号に掲げる道路の関連事業及び関連施策の調査及び調整に関すること。
防災課 (1)防災の推進及び災害復旧の総括に関すること。 (2)防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。 (3)局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関すること。 (4)宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に係る審査、許可及び検査に関すること。 (5)宅地及び盛土の防災の推進に関すること。 (6)砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関すること。 (7)六甲山系等における森林整備に関すること。	下水道部 経営管理課 (1)下水道事業の運営に係る総括調整及び改善に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)下水道事業に係る財産の管理の企画及び総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
河川課 (1)河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること。 (2)河川の工事及び維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。） (3)河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。	計画課 (1)下水道事業の計画に関すること。 (2)下水道事業に係る指導、調整及び検査に関すること。 (3)工場等事業所排水に係る規制指導及び除害施設の設置指導に関すること。 (4)水質管理計画の総括に関すること。
道路管理課 (1)道路工事等に係る契約等の事務手続きに関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)道路の路線の認定、廃止及び変更並びに区域の決定等に関すること。 (3)道路、溝渠及び堤塘との境界の協定及び承認に関すること。 (4)道路敷地の確認及び整理並びに不用敷地の処分に関すること。 (5)道路台帳、測量標及び車両の通行に関すること。 (6)道路の占用に関すること。 (7)屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に係る許可に関すること。 (8)私道の整備の助成に関する連絡及び調整等に関すること。	管路課 (1)下水道事業に係る管路施設の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)排水設備に関すること。
	施設課 (1)下水道事業に係る処理場・ポンプ場施設等の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

建設局

公園部	<p>(3)私道の整備の助成に関すること。 (4)都市公園の使用及び占用の許可（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (5)巡視及び不法占用対策に関すること。 (6)自転車駐車場の管理及び放置自転車対策に関すること。 (7)道路照明灯及び街路灯に関すること。 (8)宅地造成工事及び既成宅地の保全に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (9)道路、溝渠、公園及び河川の維持及び補修に関すること。 (10)道路の美化等に関すること。 (11)道路の使用及び占用の承認、許可、指導、工事の調整及び検査並びに溝渠の使用的許可に関すること。 (12)道路、街路及び河川の工事に関すること。 (13)治山砂防事業及び都市計画事業の工事に関すること。 (14)前各号に掲げるもののほか、土木工事に関すること。 (15)公園緑地、街路樹及び緑地帯の工事に関すること。 (16)公園、花壇、街路樹、緑地帯等の維持保全及び管理に関すること。 (17)まちの美緑花ボランティア、市民花壇、市民の木等の育成及び技術の指導に関すること。</p>
管理課	
(1)公園緑地に係る不動産の管理に関すること。 (2)都市公園及び公園施設に係る使用、設置、管理及び占用の許可に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
企画課	
(1)公園緑地・都市緑化施策の調査、研究、立案及び推進に関すること。	
魅力創造課	
(1)公園緑地の利用及び活用の推進に関すること。 (2)市民との協働による公園緑地の管理に関すること。 (3)都市の緑化の推進に関すること。 (4)有料公園施設等の管理及び運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)公園及び緑化の指導、調整及び検査に関すること。 (6)緑地の保全、活用及び風致の保全に関すること。	
整備課	
(1)公園緑地整備に関する計画及び調整に関すること。 (2)公園緑地、街路樹及び緑地帯の維持、管理及び補修に関すること。 (3)公園施設の整備及び安全確保の推進に関すること。 (4)公園緑地及び街路の緑化に関する工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5)造園技術に関すること。 (6)有料公園施設等の保全及び特定の改良に関する調整に関すること。	
森林整備事務所（2）	
(1)森林の保護及び育成に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)六甲山系等におけるハイキングコース及び自然公園施設の維持補修及び工事に関すること。 (3)市有林の管理に関すること。 (4)山麓の電飾の維持管理及び工事に関すること。 (5)再度公園の使用及び占用の許可並びに工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)神戸市立外国人墓地の使用の許可に関すること。	
王子公園再整備本部	
王子公園再整備課	
(1)王子公園再整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
王子動物園（1）	
(1)王子公園の動物園、動物園ホール及び駐車場における公園施設の設置及び管理運営（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (2)動物の飼育及び繁殖に関すること。 (3)動物病院の管理運営に関すること。 (4)動物の調査、研究及び教育に関すること。	
建設事務所（1）（東部・中部・北・西部・垂水・西）	
(1)市民からの要望に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)道路愛護団体、河川愛護団体、まちの美緑花ボランティア（美化、緑化等を図る運動に係るボランティアをいう。以下同じ。）及び市民公園の助成に関すること。	

都市局

総務課	(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2)神戸市まちづくり等基金に関すること。 (3)新都市整備事業の経営に関すること。	(1)本部所管事務の運営管理及び都心三宮の再整備に係る総括調整に関すること。 (2)都心三宮の再整備に係る企画、調査、計画、及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。） (3)都心交通体系に関すること（他の所管に属するものを除く。） (4)本庁舎2号館再整備に係る調査、計画、調整及び実施に関すること。
都市計画課	(1)都市計画に関する調査、立案及び総括調整に関すること。 (2)都市計画審議会に関すること。 (3)都市再生整備計画関連事業の調整に関すること。 (4)都市計画法等の規定による開発行為の相談及び許可並びに開発登録簿等に関すること。 (5)都市計画決定事項の照会、案内、相談及び啓発に関するこ と。 (6)都市計画法の規定による建築行為等の許可及び相談に関するこ と。 (7)地区計画に係る行為等の届出に関するこ と（他の所管に属するものを除く。）。 (8)神戸市開発審査会に関するこ と。	
都市づくり課	(1)都市づくりに関する調査、企画立案及び調整に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (2)地域や民間事業者等と連携した都市づくりの推進に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (3)大規模集客施設の立地に係る協議に関するこ と。 (4)集合住宅建設事業に関するこ と。	(1)土地区画整理事業、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業等に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (2)土地区画整理法（昭和22年法律第119号）の規定による認可及び監督の手続に関するこ と（個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の施行に係るものに限る。） (3)都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による認可及び監督に関するこ と（個人施行者、市街地再開発組合及び再開発会社の施行に係るものに限る。） (4)個人施行者、土地区画整理組合及び区画整理会社の指導及び育成に関するこ と。 (5)土地区画整理法及び都市再開発法の規定による建築行為等の許可及び指導（他の所管に属するものを除く。）に関するこ と。 (6)再開発地区を中心とした地域のにぎわいづくりに関するこ と。 (7)多井畠西地区における里山の保全及び活用に関するこ と。
未来都市推進課	(1)都市政策の実現に向けた企画立案及び調整に関するこ と。 (2)地域活性化施策の立案及び調整に関するこ と。	
交通政策課	(1)都市交通体系の調査及び計画に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (2)公共交通体系の整備に係る総合調整に関するこ と。 (3)新たな交通手段の導入に係る調整に関するこ と。	(1)都市計画事業に係る用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償等に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (2)市及び市長が施行した土地区画整理事業区域の清算金の徵収及び交付並びに換地図等に関するこ と（他の所管に属するものを除く。）
工務課		(1)局所管事業に係る工事及びその調整に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (2)鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業及び下三条町北地区防災街区整備事業に関するこ と（他の所管に属するものを除く。）
景観政策課	(1)都市景観の形成に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (2)歴史的建築物その他の景観資源の保全活用に関するこ と。	
まち再生推進課	(1)協働と参画のまちづくり及び関連する行為の届出に関するこ と。 (2)密集市街地の再生に関するこ と。 (3)住宅市街地総合整備事業に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (4)神戸市立こうべまちづくり会館に関するこ と。	(1)新都市整備事業に係る造成地及びその他の不動産の管理（他の所管に属するものを除く。）並びに調整に関するこ と。 (2)新都市整備事業に係る公共施設等の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との調整に関するこ と。 (3)新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関するこ と。 (4)新都市整備事業に係る造成地への企業の誘致に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (5)産業団地就業者神戸移住支援制度に関するこ と。
駅まち推進課	(1)駅前生活エリアの活性化に係る調査、計画、連絡及び調整に関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (2)計画的開発団地その他まちづくりに関するこ と（他の所管に属するものを除く。） (3)ハーバーランド地区に係る事業の調整に関するこ と。	
都心再整備本部		(1)新都市整備事業の基本計画及び基本設計並びに重要事項の企画及び調査に関するこ と。 (2)新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関するこ と。 (3)新都市整備事業に係る公共施設用地等の移管事務に関するこ と。
都心再整備部		
都心三宮再整備課		

都市局

新都市工務課

- (1)新都市整備事業に係る工事に関すること。
- (2)新都市整備事業に係る建築物、電気設備及び機械設備に関すること。
- (3)新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関すること。
- (4)新都市整備事業の新産業団地整備に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること。

西神整備事務所（2）

- (1)新都市整備事業に係る内陸部の工事の監督に関すること
- (2)新都市整備事業に係る内陸部の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関すること。

建築住宅局

政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)住宅政策に係る調査、調整及び企画に関すること。
- (3)民間住宅に対する支援施策に関すること。
- (4)民間マンションの管理適正化の促進に関すること。
- (5)ライフステージに応じた住み替え支援に関すること。
- (6)住宅確保要配慮者の居住支援に関すること。
- (7)空家及び空地の活用の推進に関すること。

住宅整備課

- (1)市営住宅等の工事施行手続及び調整に関すること。
- (2)不動産（政策課、住宅整備課、住宅建設課及び住宅管理課の所管に属するものに限る。）の取得、管理及び処分に関すること。
- (3)市営住宅等のマネジメント（市営住宅等の再編及び改修をいう。）及び建設に係る調査、調整及び計画に関すること。
- (4)市営住宅等の土木工事に関すること。
- (5)借上げに係る市営住宅の返還に係る調査及び計画に関するこ。

住宅建設課

- (1)市営住宅等の建築工事、電気及び機械の設備工事並びに保守修繕に関するこ。
- (2)市営住宅の建築技術に係る調査、研究及び調整に関するこ。
- (3)市営住宅の建築設備に係る調査、研究及び調整に関するこ。

住宅管理課

- (1)市営住宅の管理に関するこ。
- (2)市営住宅の入居者の募集、選考及び入退去に関するこ。
- (3)市営住宅の不正使用及び使用料等の徴収に係る争訟に関するこ。
- (4)神戸市立多聞集会所に関するこ。

建築指導部

建築調整課

- (1)建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定に基づく台帳の管理及び閲覧、届出及び統計に関するこ。
- (2)建築に関する相談及び情報の提供に関するこ。
- (3)中高層建築物等の建築に係る住環境に関する相談、指導及び紛争の調整に関するこ。

建築安全課

- (1)建築指導行政に係る許可、認定、企画及び調整に関するこ。
- (2)建築物等に係る届出、審査及び検査に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)建築物における環境・省エネルギー対策に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)指定確認検査機関への指導及び調整に関するこ。
- (5)建築基準法に規定する道路に関するこ。
- (6)神戸市建築審査会に関するこ。

安全対策課

- (1)建築物の安全性の確保及び改善支援に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)建築基準法に違反する建築物の調査及び措置に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）等に基づく空家及び空地の対策に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。

- (4)建築物等の耐震化の促進に関するこ。

技術管理課

- (1)市有建築物等の工事施行手續及び調整に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)建築技術の調査、研究、調整及び普及に関するこ。
- (3)市有建築物及び市営住宅の建築に伴う土木工事に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。

建築課

- (1)市有建築物の調査、研究及び調整に関するこ。
- (2)市有建築物の建築工事に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。

設備課

- (1)建築設備に係る調査、研究及び調整に関するこ。
- (2)市有建築物の電気及び機械の設備工事に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)都市計画事業及び再開発事業に係る電気及び機械の設備に関するこ。
- (4)市有建築物等の E S C O 事業（省エネルギーの改修工事による光熱費の削減分で投資を賄う事業をいう。）に関するこ。

保全課

- (1)市有建築物並びに市有建築物の電気及び機械の設備に係る維持保全及び保守修繕に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)自家用電気工作物の保守管理に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。

港湾局

経営企画課 (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。 (2)船員及び港湾労働者等の福利厚生に関すること。 (3)港湾環境整備負担金に関すること。 (4)港湾事業の料金制度に関すること。	工務課 (1)課及び海岸防災課の所管の工事等の施行手続に関すること。 (2)港湾施設及び海岸保全施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
ウォーターフロント再開発推進課 (1)ウォーターフロント（新港突堤西地区及び中突堤・高浜地区）の再開発に係る調査、企画及び調整に関すること。	海岸防災課 (1)海岸保全区域の指定並びに海岸保全施設及び須磨海岸港湾施設の管理に関すること。 (2)須磨海水浴場の運営に関すること。 (3)海岸保全施設及び港湾施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)局の防災の総合調整及び水際対策に関すること。 (5)国際埠頭施設の保安対策に関すること。
空港調整課 (1)神戸空港及び神戸空港島に係る調査、企画及び調整に関すること。 (2)神戸空港島における企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
空港整備課 (1)神戸空港島の管理及び維持保全並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)神戸空港及び神戸空港島の工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
振興課 (1)港湾のにぎわい創出、情報発信、国際業務、客船誘致その他港湾の振興に係る調査、企画及び調整に関すること。	
経営課 (1)港湾施設の管理に係る調査、企画及び調整に関すること。 (2)港湾区域（港湾隣接地域を含む。）内の行為の規制及び臨港地区内の分区における構築物の規制に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関すること。 (4)臨港地区における港湾産業に関すること。	
海務課 (1)船舶の入出港に係る港湾施設の管理及び運用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)船舶の入出港その他の動静管理に関すること。 (3)港湾区域内における船舶の安全及び利用に関すること。 (4)国際水域施設の保安対策に関すること。 (5)港務艇の運航（運搬給水を含む。）及び維持管理に関すること。	
神戸港管理事務所（2） (1)港湾施設及び普通財産の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)船舶給水（運搬給水を除く。）に関すること。	
港湾計画課 (1)港湾及び海岸の計画等に係る調査、企画及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)港湾の統計に係る調査及び解析に関すること。 (3)港湾手続及び港湾物流の情報化に関する情報処理に係る調査、企画及び調整に関すること。	
物流戦略課 (1)船舶（客船を除く。）及び貨物の誘致に係る調査、企画及び調整に関すること。	

区役所

総務部（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

地域協働課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

- (1)区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)住居表示に関すること。
- (3)公会堂に関すること（東灘区役所に限る。）。
- (4)魚崎財産区に関すること（東灘区役所に限る。）。
- (5)災害対策に係る企画の立案並びに連絡及び調整に関するこ
と。
- (6)選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)各種の統計調査その他の調査（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく調査を除く。）に関するこ
（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るもの
を含む。）。
- (8)広報及び広聴並びに市民の各種相談に関するこ
。
- (9)地域住民の自治組織など地域組織及びNPO等の支援に関するこ
。
- (10)体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関するこ
。
- (11)区のまちづくりの推進及び調整に関するこ
。
- (12)地域課題の把握及び解決に向けた調整に関するこ
（北区
役所にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含
む。）。
- (13)各種団体との連絡及び調整に関するこ
（他の所管に属する
ものを除く。）。

<山田出張所（北）、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所、岩岡出張所（西）>

- (1)住民票の写し及び住民票記載事項証明書の作成及び交付に
関すること。
- (2)戸籍及び個人の印鑑の登録にかかる証明書等の作成及び交
付に
関すること。
- (3)市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及
び交付に
関すること（山田出張所及び北神区役所各出張所
では固定資産税関係証明書を除く。）。
- (4)選挙に関するこ
（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)まちづくりの推進及び調整に関するこ
。

市民課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

- (1)戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに
関すること（北区役所にあっては、北神区役所の所管
区域に
関することを含む。）。
- (2)埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関するこ
（北区役所にあっては、北神区役所の所管区域に
関することを含む。）。
- (3)公的個人認証に係る電子証明書の発行に関するこ
（北区
役所にあっては、北神区役所の所管区域に
関することを含
む。）。
- (4)外国人住民に係る住居地の届出に関するこ
（北区役所に
あっては、北神区役所の所管区域に
関することを含む。）。
- (5)特別永住者の手続きに関するこ
（北区役所にあっては、
北神区役所の所管区域に
関することを含む。）。
- (6)自動車の臨時運行に関するこ
（北区役所にあっては、
北
神区役所の所管区域に
関することを含む。）。
- (7)就学に関するこ
（北区役所にあっては、北神区役所の所
管区域に
関することを含む。）。
- (8)市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋
証明書を除く。）の作成及び交付に
関すること（中央区役所
及び西区役所総務部市民課を除く。）。

以下第4類事業所

明舞サービスコーナー（垂水）

保険年金医療課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

- (1)国民健康保険に
関すること（他の所管に属するものを除く。）（北区役所に
あっては、北神区役所の所管区域に
係る
ものを含む。）。
- (2)介護保険に
関すること（他の所管に属するものを除く。）（北
区役所に
あっては、北神区役所の所管区域に
係る
ものを含
む。）。
- (3)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に
関すること（北区役所に
あっては、北神区役所の所管区域に
係る
ものを含む。）。
- (4)医療費助成に
関すること（北区役所に
あっては、北神区役
所の所管区域に
係る
ものを含む。）。
- (5)後期高齢者医療制度に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）（北区役所に
あっては、北神区役所の所管区域に
係る
ものを含む。）。

保健福祉部（福祉事務所※）（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

※こども家庭支援課こども保健係を除く

保健福祉課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

- (1)民生委員に
関すること。
- (2)社会福祉の統計に
関すること。
- (3)戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に
関すること（他
の所管に属する
ものを除く。）。
- (4)保健事業に
係る広報及び啓発に
関すること。
- (5)精神保健及び障害者及び障害児の福祉に
関すること（他の
所管に属する
ものを除く。）。
- (6)高齢者の福祉及び介護保険に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (7)医療給付事務に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (8)成人及び高齢者の保健事業の実施に
関すること（他の所管
に属する
ものを除く。）。
- (9)前各号に掲げるもの
ほか、社会福祉及び保健衛生に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (10)児童の保護及び育成に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (11)一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉
に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (12)子育て支援の推進に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (13)子どものための教育・保育給付に
係る教育・保育給付認定
に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (14)第10号から前号までに掲げる
もの
ほか、指導業務及び相
談業務に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (15)母子保健事業の企画、調整及び実施に
関すること。

生活支援課（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

- (1)生活保護に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (2)行旅病人及び行旅死亡人
に
関すること。
- (3)被保護者等緊急救援資金貸付に
関すること（他の所管に
属する
ものを除く。）。
- (4)生活困窮者の自立支援に
関すること（他の所管に属する
ものを除く。）。
- (5)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に
関すること（他の所管に属する
ものを除き、垂水区役所に
限る。）。

区役所

市民課（北神）

- (1)区役所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)各種団体との連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)住居表示に関すること。
- (4)災害対策に係る企画の立案並びに連絡および調整に関するこ
- (5)選挙に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに關すること（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (7)埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (8)公的個人認証に係る電子証明書の発行に関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (9)外国人住民に係る居住地の届出に関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (10)特別永住者の手続きに関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (11)自動車の臨時運行に関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (12)就学に関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (13)国民健康保険に関するこ（他の所管に属するものを除く。）（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (14)介護保険に関するこ（他の所管に属するものを除く。）（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (15)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (16)医療費助成に関するこ（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (17)後期高齢者医療制度に関するこ（他の所管に属するものを除く。）（北区役所の所管区域に關することを含む。）。
- (18)市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関するこ。

地域協働課（北神）

- (1)広報及び広聴並びに市民の各種相談に関するこ。
- (2)地域住民の自治組織など地域組織及びNPO等の支援に關すること。
- (3)体育関係諸団体及び社会教育関係諸団体に関するこ。
- (4)区のまちづくりの推進及び調整に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)地域課題の把握及び解決に向けた調整に関するこ。
- (6)各種団体との連絡及び調整に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。

保健福祉課（福祉事務所）（北神）

- (1)民生委員の推薦に関するこ。
- (2)戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)保健事業に係る広報及び啓発に関するこ。
- (4)精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)高齢者の福祉及び介護保険に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)医療給付事務に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)成人及び高齢者の保健事業の実施に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)生活保護に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)行旅病人及び行旅死亡人に關すること。

- (10)被保護者等緊急援護資金貸付金に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (11)生活困窮者の自立支援に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)児童の保護及び育成に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (14)一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (15)子育て支援の推進に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (16)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (17)第10号から第13号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (18)母子保健事業の企画、調整及び実施に関するこ。

北須磨支所（須磨）

市民課

- (1)支所管事務の運営管理に係る総括調整に関するこ。
- (2)住居表示に関するこ。
- (3)各種団体との連絡及び調整に関するこ。
- (4)広報及び広聴並びに市民の各種相談に関するこ。
- (5)選挙に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関するこ。
- (7)市税その他徴収金の収納に関するこ。
- (8)戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに關すること。
- (9)埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関するこ。
- (10)公的個人認証に係る電子証明書の発行に関するこ。
- (11)外国人住民に係る居住地の届出に関するこ。
- (12)特別永住者の手続きに関するこ。
- (13)就学に関するこ。

保険年金医療課

- (1)国民健康保険に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)介護保険に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関するこ。
- (4)医療費助成に関するこ。
- (5)後期高齢者医療制度に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。

保健福祉課（須磨福祉事務所支所※）

※こども保健係を除く

- (1)民生委員の推薦に関するこ。
- (2)社会福祉の統計に関するこ。
- (3)戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)保健事業に係る広報及び啓発に関するこ。
- (5)精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)高齢者の福祉及び介護保険に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)医療給付事務に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)成人及び高齢者の保健事業の実施に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)児童の保護及び育成に関するこ（他の所管に属するものを除く。）。

区役所

を除く。)。

- (10)一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (11)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)母子保健事業の企画、調整及び実施に関すること。
- (14)前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

生活支援課

- (1)生活保護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)行旅病人及び行旅死亡人にに関すること。
- (3)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

玉津支所（西）

- (1)災害対策に係る連絡及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)選挙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑の登録及び個人番号カードに関すること。
- (4)埋葬又は火葬の許可及び死産の届出の受理に関すること。
- (5)公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。
- (6)外国人住民に係る住居地の届出に関すること。
- (7)特別永住者の手続きに関すること。
- (8)就学に関すること。
- (9)国民健康保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (10)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。
- (11)医療費助成に関すること。
- (12)後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)前各号に掲げるもののほか、保健及び福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (14)市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。
- (15)市税その他徴収金の収納に関すること。
- (16)まちづくりの推進及び調整に関すること。

消防局

総務部	危険物保安課
総務課	(1)危険物、危険物施設及び指定可燃物施設の規制等に関する こと。 (2)火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある 物質の防災指導に関すること。 (3)石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号） に関すること。 (4)火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び高圧ガス保安 法（昭和 26 年法律第 204 号）に関すること。 (5)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和 42 年法律第 149 号）に関すること（経済観光局の所 管に属するものを除く。）。
職員課	警防部
(1)職員の人事に関すること。 (2)組織、定数及び制度に関する事務（他の所管に属するもの を除く。） (3)職員の給与の基準に関する事務。 (4)職員の安全衛生に関する事務。 (5)職員の公務災害に関する事務。 (6)共済組合、共助組合その他職員の福利厚生制度事務に関する 事務。 (7)消防職員委員会に関する事務。	(1)部内事務の連絡及び調整に関する事務。 (2)警防業務、消防戦術及び警防訓練に係る施策の企画及び調 整に関する事務。 (3)消防部隊及び車両の配備運用計画に関する事務。 (4)本市に設置される各種対策本部消防部の所管する事務に關 すること。 (5)風水害対策及び震災対策に関する事務。 (6)消防地水利及び消防活動障害に関する事務。 (7)警防活動に関する個人装備の整備に関する事務。 (8)開発指導に関する事務。 (9)灾害活動の指揮及び指揮支援に関する事務。 (10)特殊災害に関する事務。 (11)救助業務に関する事務。 (12)緊急消防援助隊及び消防相互応援等に関する事務（他の所 管に属するものを除く。） (13)出初め式の実施に関する事務。 (14)災害の分析、研究、統計及び記録に関する事務。
施設課	消防団支援課
(1)消防施設の營繕に関する事務。 (2)局に属する財産の管理に関する事務。 (3)自動車、舟艇、航空機及び機械器具の更新整備に関する事 務（他の所管に属するものを除く。） (4)自動車の運行管理に関する事務。 (5)自動車事故の処理に関する事務。 (6)消防通信施設の設置、保全及び運営管理に関する事務。 (7)消防通信施設工事の設計、検査及び監督に関する事務。 (8)消防防災情報システムに関する事務。	(1)消防団に関する事務。 (2)消防団の施設及び機械器具に関する事務。 (3)消防作業従事者等の災害補償に関する事務。 (4)神戸市消防協会に関する事務。
予防部	司令課
予防課	(1)消防部隊の編成、統制及び運用に関する事務。 (2)通報の受理、指令その他の管制業務に関する事務。 (3)災害活動の監察に関する事務。 (4)救急医療情報の収集及び気象情報の処理に関する事務。 (5)火災警報、火災注意報及び消防信号に関する事務。 (6)非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に關 すること。
査察課	救急課
(1)防火対象物の査察に関する事務。 (2)防火管理、防災管理及び防炎規制に関する事務。 (3)火を使用する設備、器具等に対する規制に関する事務。 (4)防火対象物の違反是正に関する事務。 (5)消防用設備等に関する事務。 (6)高層建築物等の防火安全計画の指導に関する事務。 (7)建築確認等の同意及び指導に関する事務。 (8)防火対象物に係る検査（建築確認等の同意を伴うものに限 る。）に関する事務。 (9)消防設備士の指導に関する事務。 (10)防災設備技能講習を行う者に対する指導及び助言に関する 事務。	(1)救急に係る施策の企画及び調整に関する事務。 (2)救急資器材の配置及び開発に関する事務。 (3)患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導 に関する事務。 (4)救急関係機関との連絡及び調整に関する事務。 (5)救急隊員の教育及び訓練に関する事務。 (6)水上消防署の救急業務等の実施に関する事務。
航空機動隊	
	(1)航空消防に係る企画及び調整に関する事務。 (2)航空機の運用に関する事務。 (3)航空機及び航空機に装備する資機材の整備、点検及び管理 に関する事務。 (4)航空関連機関等との連絡調整に関する事務。

消防局

市民防災総合センター

- (1)職員及び消防団員の教育訓練（自動車の運転及び管理に係るものを除く。）に関すること。
- (2)消防科学の研究に関すること。
- (3)危険物等の鑑定及び判定に関すること。
- (4)市民生活の安全に関わる機器の研究及び開発に関すること。
- (5)防災センターにおける市民に対する防災教育に関すること。
- (6)応急手当等の普及及び推進に関すること。
- (7)緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に伴う防災センターの拠点としての運用に関すること。
- (8)特別消防隊の運用に関すること。
- (9)消防音楽隊に関すること。
- (10)防火対象物の査察の実施の支援に関すること。

消防署

[東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西]

総務査察課

<総務係>

- (1)消防署、総務査察課及び消防防災課の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2)文書及び公印の管守に関すること。
- (3)広報及び広聴に関すること。
- (4)事務処理用電子計算機の管理に関すること。
- (5)職員の人事、給与、教養及び服務に関すること。
- (6)職員の安全衛生管理に関すること。
- (7)職員の公務災害補償事務に関すること。
- (8)消防作業従事者等の災害補償事務に関すること。
- (9)経理に関すること。
- (10)庁舎管理に関すること。
- (11)職員の福利厚生に関すること。
- (12)安全運転管理者の職務に関すること。
- (13)交通事故の示談解決に関すること。
- (14)防火安全協会・防火協会との連携に関すること。
- (15)出張所に関するこのうち、他の係の所管に属しないこと。
- (16)救急ステーションに関するこのうち、救急係の所管に属しないこと（西消防署に限る。）。
- (17)他の課及び係並びに分署の所管に属しないこと。

<査察係>

- (1)防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。
- (2)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関すること。
- (3)神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関することを除く。）に関すること。
- (4)防火対象物の査察の実施に関すること。
- (5)防火対象物の違反処理の執行に関すること。
- (6)防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。
- (7)消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。
- (8)建築許可の意見に関すること。
- (9)消防用設備等の指導及び規制に関すること。
- (10)防火対象物の使用開始検査に関すること。
- (11)建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関すること。
- (12)消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。
- (13)石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。

- (14)火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に関すること。

- (15)火薬類、高压ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。

- (16)前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。

消防防災課

<消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係>

- (1)災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関すること。
- (2)災害活動の指揮及び安全管理に関すること。
- (3)火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
- (4)消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。
- (5)整備管理者の職務に関すること。
- (6)消防機械器具の保守管理に関すること。
- (7)消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。
- (8)関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。
- (9)救助業務の実施及び訓練に関すること。
- (10)火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (11)災害情報の収集及び記録に関すること。
- (12)被災証明に関すること。
- (13)消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。
- (14)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関することを除く。）に関すること。
- (15)消防団に関すること。
- (16)火災予防広報に関すること。
- (17)防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関すること。
- (18)防災教育の支援に関すること。
- (19)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関すること。
- (20)事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (21)前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関すること。

[消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係の係別分掌事務は、消防局長が定める。]

<救急係>

- (1)救急業務の実施及び訓練に関すること。
- (2)救急統計及び救急報告に関すること。
- (3)管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。
- (4)市民救急の普及啓発に関すること。
- (5)救急広報に関すること。
- (6)消防対象物の査察の実施に関すること。（消防係の所管に属するものを除く。）
- (7)その他救急事務に関すること。

北神分署

- (1)地域住民、消防団、各種団体等との消防に関する事務の調整に関すること。
- (2)分署の庶務に関すること。
- (3)公印の管守に関すること。

消防局

<p>(4)職員の安全衛生管理に関すること。 (5)庁舎管理に関すること。 (6)安全運転管理者の職務に関すること。 (7)車両及び機器の保守管理に関すること。 (8)予防査察及び指導に関すること。 (9)神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。 (10)防火相談に関すること。 (11)自衛消防訓練の実施に関すること。 (12)総務査察課察係第14号に掲げる事務に関すること。 (13)消防防災課消防第1係、消防第2係及び消防第3係の分掌事務に関すること。 (14)消防防災課救急係の分掌事務に関すること。 (15)前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要があると認める事項に関すること。</p>	<p>(6)防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。 (7)消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。 (8)建築許可の意見に関すること。 (9)消防用設備等の指導及び規制に関すること。 (10)防火対象物の使用開始検査に関すること。 (11)建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関すること。 (12)消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。 (13)石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。 (14)火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関すること。 (15)火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。 (16)前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。</p>
<p>出張所 [有馬・北須磨]</p> <p>(1)出張所の庶務に関すること。 (2)職員の安全衛生管理に関すること。 (3)庁舎管理に関すること。 (4)安全運転管理者の職務に関すること。 (5)車両及び機器の保守管理に関すること。 (6)予防査察及び指導に関すること。 (7)神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関すること。 (8)防火相談に関すること。 (9)自衛消防訓練の指導に関すること。 (10)総務査察課察係第14号に掲げる事務に関すること。 (11)消防防災課消防第1係、消防第2係及び消防第3係の分掌事務（第12号を除く。）に関すること。 (12)消防防災課救急係の分掌事務に関すること。 (13)前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要と認める事項に関すること。</p>	<p><消防第1係、消防第2係及び消防第3係></p> <p>(1)災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関すること。 (2)災害活動の指揮及び安全管理に関すること。 (3)火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。 (4)消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。 (5)整備管理者の職務に関すること。 (6)消防機械器具の保守管理に関すること。 (7)消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。 (8)関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。 (9)救助業務の実施及び訓練に関すること。 (10)火災の原因及び損害の調査に関すること。 (11)災害情報の収集及び記録に関すること。 (12)被災証明に関すること。 (13)消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。 (14)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関する限りに限る。）に関すること。 (15)消防団に関すること。 (16)火災予防広報に関すること。 (17)防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関すること。 (18)防災教育の支援に関すること。 (19)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関すること。 (20)事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関すること。 (21)前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関すること。 (22)救急業務の実施及び訓練に関すること。 (23)救急統計及び救急報告に関すること。 (24)管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。 (25)市民救急の普及啓発に関すること。 (26)救急広報に関すること。 (27)その他救急事務に関すること。</p>
<p>水上消防署</p> <p><総務係></p> <p>(1)消防署の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。 (2)文書及び公印の管守に関すること。 (3)広報及び広聴に関すること。 (4)事務処理用電子計算機の管理に関すること。 (5)職員の人事、給与、教養及び服務に関すること。 (6)職員の安全衛生管理に関すること。 (7)職員の公務災害補償事務に関すること。 (8)消防作業従事者等の災害補償事務に関すること。 (9)経理に関すること。 (10)庁舎管理に関すること。 (11)職員の福利厚生に関すること。 (12)安全運転管理者の職務に関すること。 (13)交通事故の示談解決に関すること。 (14)防火安全協会・防火協会との連携に関すること。 (15)他の係の所管に属しないこと。</p> <p><査察係></p> <p>(1)防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。 (2)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関すること。 (3)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関する限りを除く。）に関すること。 (4)防火対象物の査察の実施に関すること。 (5)防火対象物の違反処理の執行に関すること。</p>	<p>[消防第1係、消防第2係及び消防第3係は、消防局長が定める。]</p>

水道局

経営企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)局の経営の基本、経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3)財政計画及び資金計画に関すること。
- (4)料金制度の調査及び研究に関すること。
- (5)各種統計の調査及び改善に関すること。
- (6)水資源施策及び水利権の基本に関すること。
- (7)広報及び広聴に関すること。
- (8)公有財産管理事務の調整に関すること。
- (9)不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関すること。
- (10)法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関すること。
- (11)争訟の統轄に関すること。
- (12)会計事務の総括に関すること。
- (13)現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。
- (14)局内監査に関すること。
- (15)局の契約事務に関すること。
- (16)職員の人事に関すること。
- (17)職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関すること。
- (18)人材育成及び研修体制に関すること。(技術企画課の所管に属するものを除く。)
- (19)給与、勤務時間その他労働条件に関すること。
- (20)職員の労働組合に関すること。
- (21)職員の福利厚生に関すること。
- (22)DX(デジタルトランスフォーメーション)による業務改革に関すること。
- (23)情報システムに関すること。
- (24)車両の保険及び整備の指導に関すること。

営業課

- (1)お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関すること。
- (2)営業に関する調査・指導及び業務改善に関すること。
- (3)営業に関するシステムに関すること。
- (4)水道料金その他収入金の徴収及び還付(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5)使用水量の査定及び調査に関すること。

技術企画課

- (1)局の基幹的施策の立案及び調整に関すること。
- (2)基幹施設整備工事の計画及び調整に関すること。
- (3)水道の技術的調査研究に関すること。
- (4)人材育成、技術・技能継承及び研修体制に関すること。(経営企画課の所管に属するものを除く。)
- (5)水・インフラ整備に関する国際貢献に関すること。
- (6)水道事業の広域連携に関すること。
- (7)危機管理体制(事業継続計画、訓練、災害時協定を含む)に係る企画及び調整に関すること。
- (8)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関すること。
- (9)土木積算に関する連絡及び調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- (10)水量統計に関すること。(他の所管に属するものを除く。)

配水課

- (1)導、送水管(他の所管に属するものを除く。)及び配水管(工業用水道の配水管を含む。)の維持、改良工事に関すること。
- (2)管路情報管理システムの計画及び調整に関すること。
- (3)漏水防止工事の企画及び調査に関すること。
- (4)水圧の調査及び統計に関すること。
- (5)漏水修繕の調査及び統計に関すること。

- (6)土木積算に関する調査、連絡、調整に関すること。(他の所管に属するものを除く。)
- (7)指定給水装置工事事業者に関すること。
- (8)給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関すること。
- (9)開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関すること。
- (10)工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関すること。
- (11)工業用水道の営業、使用的承認その他業務手続に関すること。
- (12)工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関すること。
- (13)水道のメーター(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (14)貯蔵品の管理に関すること。
- (15)危機管理対応の調整に関すること。

浄水統括事務所(1)

- (1)貯水、浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (5)テレメータ子局更新の施工管理に関すること。
- (6)国際インフラ協力事業に関すること。
- (7)導、送、貯、浄、配、工業用水施設(他の所管に属する施設を除く。)の維持、改良工事に関すること。
- (8)機械設備(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (9)電気設備(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (10)設備の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (11)營繕に関すること。

上ヶ原浄水事務所(2)

- (1)浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理に関すること。
- (3)水量調整及び統計(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (4)工業用水道の取水、浄水に関すること。
- (5)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

千苅浄水事務所(2)

- (1)貯水、浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)基幹施設整備工事の施行(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

水質試験所(2)

- (1)水道の浄化過程の調査、研究に関すること。
- (2)水質試験に関すること。

水道管理事務所(1)【東部・西部】

- (1)導、送水管(他の所管に属するものを除く。)及び配水管(工業用水の配水管を含む。)の維持、改良工事に関すること。
- (2)配水操作に関すること。
- (3)漏水防止工事の施行に関すること。

水道局

- (4)水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (5)貯蔵品の受払及び管理に関すること。
- (6)水道管理事務所における広報及び相談に関すること。
- (7)管路情報管理システムの管理及び運用に関すること

水道管理事務所（2）【北部】

- (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管（工業用水の配水管を含む。）の維持、改良工事に関すること。
- (2)配水操作に関すること。
- (3)漏水防止工事の施行に関すること。
- (4)水道メーター（ただし、口径 50 ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (5)貯蔵品の受払及び管理に関すること。
- (6)水道管理事務所における広報及び相談に関すること。
- (7)管路情報管理システムの管理及び運用に関すること

交通局

経営企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)例規の制定、改廃、編さん及び保存に関すること。
- (3)経理契約に関すること。
- (4)出納事務に関すること。
- (5)公印の管守に関すること。
- (6)財政計画及び資金計画に関すること。
- (7)予算、決算に関すること。
- (8)交通事業基金に関すること。
- (9)局の基本的施策の立案及び各種事業計画の調整に関するこ
と。
- (10)事業の経営改善に関するこ
と。
- (11)交通事業審議会に関するこ
と。
- (12)乗合自動車（一般乗合）及び高速鉄道の運賃制度（他事業者との調整を含む。）に関するこ
と。
- (13)交通情報システムの計画・調整、運用、分析に関するこ
と。
- (14)職員の人事に関するこ
と。
- (15)職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関するこ
と。
- (16)労働組合に関するこ
と。
- (17)労働条件の調整及び労働事情の調査に関するこ
と。
- (18)職員の給与の支給に関するこ
と。
- (19)被服貸与に関するこ
と。
- (20)職員への研修（他の所管に属するものを除く）の企画、調
査及び実施に関するこ
と。

営業推進課

- (1)運輸収入、営業統計及び営業案内に関するこ
と。
- (2)定期券発売及び遺留品に関するこ
と。
- (3)自動車事業の乗車券及び乗車料金等の収入（営業所の取扱い分を含む。）に関するこ
と。
- (4)乗客増対策及び収益力の向上に関するこ
と。
- (5)KOBE カード協議会に関するこ
と。
- (6)広告及び事業用宣伝に関するこ
と。
- (7)附帯事業の調整及び実施に関するこ
と。
- (8)既設テナントビル等に係る事務に関するこ
と。
- (9)不動産の取得、借入、管理、処分（事業の用に供されてい
るもの）の管理を除く。）に関するこ
と。

自動車部

市バス運輸サービス課

- (1)自動車の運転計画に関するこ
と。
- (2)自動車事業の事業計画の策定に関するこ
と。
- (3)バスターミナル整備に関する計画及び調整、停留所施設の設置等に関するこ
と。
- (4)営業所の運営に係る総括調整に関するこ
と。
- (5)お客様サービスの向上及び自動車職員のマナーの向上に
に関するこ
と。
- (6)自動車職員の服務指導及び業務指導の基本に関するこ
と。
- (7)安全運転の指導及び運転事故の防止対策に関するこ
と。
- (8)事業上生じた事故の処理及び損害賠償に関するこ
と。
- (9)市バス営業所管理運営に関する評価委員会に関するこ
と。
- (10)自動車職員への研修の企画、調査及び実施に関するこ
と。

市バス車両課

- (1)自動車車両の総合整備計画、点検整備及び修理、検査に
すること。
- (2)魚崎、中央南、松原、落合、清水が丘、西神各委託営業所
車庫の整備関係業務の管理・検査に関するこ
と。
- (3)自動車車両の新車購入業務及び安全対策処理対応業務に
に関するこ
と。
- (4)自動車車両の部品の製作及び修理に関するこ
と。

- (5)主務官庁への文書の作成、進達及び車両購入等における国
庫補助申請に関するこ
と。
- (6)自動車車両整備施設の整備、改良、保守管理に関するこ
と。

営業所（1）

- (1)配属車両の配操車及び運行管理に関するこ
と。
- (2)お客様サービスに関するこ
と。
- (3)所属職員の勤務割当、服務指導及び業務指導に関するこ
と。
- (4)定期券を除く乗車券類（整理券を含む。）の発売、整理、保
管及び処分に関するこ
と。
- (5)乗車料金等の収入に関するこ
と。
- (6)手許保管金及び両替・通報用現金の出納整理に関するこ
と。
- (7)設備及び備品等の軽微な補修に関するこ
と。
- (8)路線の軽微な維持整備及び安全対策に関するこ
と。
- (9)停留所施設及びバスターミナル施設の管理に関するこ
と。
- (10)走行環境の改善に関する関係機関との連絡調整に関する
こ
と。
- (11)事業上生じた事故の処理（他の所管に属するものを除く）
に関するこ
と。

[石屋川・中央]

高速鉄道部

地下鉄運輸サービス課

- (1)高速鉄道に係る総括調整に関するこ
と。
- (2)高速鉄道の運転計画・運行管理計画に関するこ
と。
- (3)他鉄道との連絡運輸調整に関するこ
と。
- (4)高速鉄道の事故防止の総合計画に関するこ
と。
- (5)高速鉄道の事業上生じた事故の総合調整に関するこ
と。
- (6)安全マネジメントの推進に関するこ
と。

運輸課

- (1)高速鉄道事業の運輸・駅務運営管理に係る総括調整に関するこ
と。
- (2)業務ビル（名谷、苅藻）の管理に関するこ
と。
- (3)お客様サービスの向上に関するこ
と。
- (4)乗車券及び乗車料金等の収入に関するこ
と。
- (5)駅業務管理の委託に関するこ
と。

地下鉄職員研修所

- (1)高速鉄道職員への研修の企画、調査及び実施に関するこ
と。
- (2)高速鉄道事業運輸関連規程の関係の制定、改廃、編さん及
び保存に関するこ
と。

施設課

- (1)高速鉄道事業に係る計画、調査、協議、沿道被害の補償に
に関するこ
と。
- (2)高速鉄道土木施設、建築施設及び設備（他の所管に属する
ものを除く。）の保守、調査、計画、設計及び工事に関する
こ
と。
- (3)（2）を除く建築施設、建築付帯設備の營繕工事及び土木工事
に関するこ
と。
(保線区)
 - (1)高速鉄道の軌道及び関連施設の計画及び設計に関するこ
と。
 - (2)高速鉄道の土木施設、軌道及び関連施設の保守管理に関する
こ
と。
 - (3)高速鉄道の軌道用機材の管理に関するこ
と。

交通局

電気システム課

- (1)高速鉄道の運行に係る電気施設（信号保安、通信設備、電力線路設備、変電設備）に関する調査、設計、工事及び関係法手続きに関すること。
〈変電区〉
 - (1)高速鉄道の電力指令に関すること。
 - (2)高速鉄道の運行に係る変電設備の保守管理及び改修工事に関すること。
〈電気区〉
 - (1)高速鉄道の運行に係る信号保安、通信設備、電力線路設備の保守管理及び改修工事に関すること。

地下鉄車両課

- (1)高速鉄道の車両の調査、計画及び設計に関すること。
- (2)高速鉄道の車両の保守管理に関すること。
- (3)高速鉄道の車両保守に係る総合計画に関すること。
- (4)高速鉄道の車両検修施設の工事に関すること。
- (5)高速鉄道の検車設備の保守管理に関すること。
- (6)高速鉄道の車庫構内施設の保安管理に関すること。
- (7)高速鉄道の車庫構内運転に関すること。
〈検車区〉
 - (1)高速鉄道の車両の保守管理及び改修工事に関すること。

運転統括所（1）

- <鉄道運行係>
 - (1)所の運営管理に係る総括調整に関すること
 - (2)高速鉄道の運転計画・運行管理計画に関すること。
 - (3)他鉄道との相互直通運輸計画調整に関すること。
 - (4)業務ビル（名谷、苅藻）の管理に関すること。
- <運転指令区>（2）
 - (1)高速鉄道の運行管理に関すること。
 - (2)高速鉄道の運転指令に関すること。
 - (3)所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関すること。
- <乗務区>（2）
 - (1)高速鉄道の列車又は車両の運転に関すること。
 - (2)高速鉄道の車内乗客の接遇及び取扱いに関すること。
 - (3)所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関すること。
 - (4)高速鉄道の車内の遺留品に関すること。
 - (5)高速鉄道の運転事故の現場処理（当初対応）に関すること。
 - (6)高速鉄道の列車又は車両の管理（ただし、運転中に限る。）に関すること。

駅務統括所（1）

- <お客さまサービス係>
 - (1)所の運営管理に係る総括調整に関すること。
 - (2)お客様サービスの向上に関すること。
 - (3)乗車券及び乗車料金等の収入に関すること。
 - (4)駅業務管理の委託に関すること。
 - <管区>（2）
 - (1)高速鉄道の駅構内（留置車両を含む。）の管理に関すること。
 - (2)高速鉄道の乗車券の発売及び整理並びに乗車料金の収入に関すること。
 - (3)高速鉄道の乗客の接遇及び取扱い（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
 - (4)所属職員の勤務割当、業務指導及び教育訓練に関すること。
 - (5)高速鉄道の駅構内の遺留品に関すること。
 - (6)高速鉄道の事業上で生じた事故（当初対応）に関すること。
 - (7)代替輸送の手配に関すること。
- [三宮・名谷・西神中央・海岸線]

教育委員会事務局

監理室

- (1)事務局内における学校園の指導、支援に係る業務の連絡及び調整に関すること。
- (2)コンプライアンスの推進に関すること。
- (3)重大事態・事故の初動対応に関すること。
- (4)教育委員会の会議及び教育委員に関すること。
- (5)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (6)教育委員会の特命による重要事項の推進に関すること。

総務部

総務課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)教育関係法規の調査、研究及び条例、規則その他の規程の制定、改廃に関すること。
- (3)争訟の総括に関すること。
- (4)広報及び広聴に関すること。
- (5)教育委員会に係る特定の調査、重要施策の企画立案、調整及び研究に関すること。
- (6)教育に係る調査統計に関すること。
- (7)法第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (8)学校運営協議会及び地域学校協働活動に関すること。
- (9)学校施設開放に関すること。
- (10)社会教育に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
- (11)神出自然教育園に関すること。

以下4類事業所
神出自然教育園

教職員人事課

- (1)事務局及び教育機関（学校を含む。）の職制、定員及び人事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)学級編制に関すること。
- (3)学校職員の資質向上に関すること。
- (4)神戸市指導力向上審査委員会に関すること。
- (5)神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会に関すること。
- (6)学校職員の採用に関すること。

教職員給与課

- (1)学校職員の福利厚生に関すること。
- (2)学校職員の給与の支払に関すること。
- (3)学校職員の給与、勤務条件及び給与制度の調査研究に関すること。
- (4)事務局及び教育機関（学校を含む。）の職員団体に関すること。
- (5)事務局及び教育機関（学校を含む。）の管理員、施設管理員及び調理士の職制、定員及び人事に関すること。
- (6)職員の保健衛生・安全衛生に関すること。
- (7)神戸市教育委員会職員衛生管理審査会に関すること。
- (8)事務局及び学校園の働き方改革の推進に関すること。

学校支援部

学校経営支援課

- (1)事務局及び教育機関の事務の審査に関すること。
- (2)教育人材センターに関すること。
- (3)学校の運営費に関すること。
- (4)学校事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

- (5)学校の教具、管理備品その他の設備に関すること。
- (6)教育の情報化の推進に関すること。
- (7)学齢児童生徒の就学並びに生徒及び幼児の入学等に関すること。
- (8)学校の設置廃止等に関すること。
- (9)奨学金及び就学奨励（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10)授業料、保育料、入学選抜料等に関すること。
- (11)私立学校（幼稚園を除く。）等の助成に関すること。
- (12)学事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

学校環境整備課

- (1)教育機関の施設及び設備の整備及び管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)不動産の取得及び処分に係る連絡及び調整に関すること。
- (3)学校園の施設の目的外使用に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)小学校、中学校及び義務教育学校の適正規模化及び過密化対策の推進に関すること。
- (5)神戸市校区調整審議会に関すること。

健康教育課

- (1)児童及び生徒の保健衛生に関すること。
- (2)学校の保健指導及び環境衛生に関すること。
- (3)児童及び生徒に係る災害共済給付に関すること。
- (4)学校給食に関すること（学校給食費の徴収を含む）。
- (5)学校給食共同調理場に関すること。
- (6)一般財団法人神戸市学校給食会との連絡及び調整に関すること。

学校教育部

学校教育課

- (1)学校運営に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)幼稚園及び高等学校の教育課程等に関すること。
- (3)幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（教科指導課の所管に属するものを除く。）。
- (4)幼稚園・高等学校の再編・あり方検討の調整及び実施に関すること。
- (5)高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (6)高等学校の通学区域に関すること。
- (7)人権教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
- (8)家庭教育に関すること。
- (9)地域改善対策奨学金に関すること。
- (10)PTAに関すること。
- (11)こども日本語サポートひろばに関すること。

教科指導課

- (1)小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程等に関すること。
- (2)幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（学校教育課の所管に属するものを除く。）。
- (3)小学校、中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。
- (4)学校教員の指導力向上に関すること。
- (5)幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。
- (6)学校における読書指導及び学校図書館の運営に関すること。

教育委員会事務局

- (7)教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。
(8)情報教育の推進に関すること。

児童生徒課

- (1)青少年育成センターに関すること。
(2)生徒指導の調査、連絡調整及び専門的事項の指導に関すること。
(3)児童及び生徒の生活指導及び交通安全指導に関すること。
(4)神戸市いじめ問題審議委員会に関すること。
(5)中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の部活動に関すること。
(6)不登校支援相談センターに関すること。

特別支援教育課

- (1)特別支援教育に係る諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
(2)特別支援学校及び特別支援学級の教育課程に関すること。
(3)特別支援学校及び特別支援学級教科書の採択及びその他教材の取扱いに関すること。
(4)特別支援教育に係る就学、教育相談及びその支援に関すること。
(5)特別支援教育相談センターに関すること。

教職員研究所（1）

- (1)神戸市総合教育センターの管理に関すること。
(2)教職員の研修に関すること。
(3)教育に関する研究並びに研究成果の普及に関すること。
(4)児童及び生徒の教育相談に関すること。
(5)教育に関する情報の収集、作成及び提供に関すること。
(6)教員の資質向上に関すること。
(7)幼児教育センターに関すること。
(8)障害児教育センターに関すること。

市選挙管理委員会事務局

- (1)選挙管理委員会の庶務に関すること。
- (2)選挙の啓発に関すること。
- (3)公職選挙法に基づく選挙人名簿の調製、選挙事務の管理執行に関すること。
- (4)最高裁判所裁判官国民審査法に基づく審査事務に関するこ
と。
- (5)地方自治法に基づく直接請求に関する事務の執行に関するこ
と。
- (6)日本国憲法の改正手続に関する法律に基づき選挙管理委員
会が行う事務に関すること。
- (7)法令により選挙管理委員会が管理執行する選挙に関する事
務（財産区議会）に関するこ
と。

区選挙管理委員会事務局

- (1)選挙管理委員会の庶務に関すること。
- (2)選挙常時啓発の推進に関すること。
- (3)公職選挙法に基づく選挙人名簿の調製、選挙事務の執行、明るい選挙の推進に関すること。
- (4)最高裁判所裁判官国民審査法に基づく審査事務に関すること。
- (5)裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員候補者予定者及び検察審査会法に基づく検察審査員候補者の選定の事務に関すること。
- (6)地方自治法に基づく直接請求に関する事務の執行に関すること。
- (7)日本国憲法の改正手続に関する法律に基づき選挙管理委員会が行う事務に関すること。
- (8)法令により選挙管理委員会が管理執行する選挙に関する事務（財産区議会）に関すること。

人事委員会事務局

調査課

- (1)事務局の庶務に関すること。
- (2)委員会の議事に関すること。
- (3)人事に関する統計報告の作成に関すること。
- (4)給与、勤務時間その他の勤務条件の調査、研究及び立案に関すること。
- (5)厚生福利制度の調査、研究及び立案に関すること。
- (6)職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- (7)給与支払の監理に関すること。
- (8)勤務条件に関する措置の要求の審理に関すること。
- (9)不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。
- (10)職員の苦情処理に関すること。
- (11)学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関すること。
- (12)職員団体の登録に関すること。
- (13)労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (14)退職手当の支給制限等の処分に関する審査に関すること。
- (15)退職管理に関すること。
- (16)他課の主管に属しないこと。

任用課

- (1)人事記録の管理に関すること。
- (2)研修及び人事評価の調査、研究及び立案に関すること。
- (3)競争試験（選考査を含む。）に関すること。
- (4)職員の選考及びその他任用に関すること。

監査事務局

第1課
第2課
第3課
(1)局の庶務及び局内事務の連絡調整（第1課所管）に関する こと。 (2)諸会議（第1課所管）に関すること。 (3)兵庫県都市監査委員会に関すること。 (4)財務監査（事務及び工事その他技術等）に関すること。 (5)行政監査に関すること。 (6)財政援助団体等の監査（事務及び工事その他技術等）に関 すること。 (7)決算審査及び基金運用状況審査に関すること。 (8)健全化判断比率等審査に関すること。 (9)内部統制評価報告書審査に関すること。 (10)現金出納検査に関すること。 (11)住民監査請求その他の監査に関すること。 (12)外部監査人の監査に関すること。

農業委員会事務局

- (1)農業委員会の庶務所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)農地法（昭和 27 年法律第 229 号）その他の法令に基づく農地関係事務に関すること。
- (3)農地利用の最適化の推進に関する事務に関すること。

市会事務局

総務課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)議会の広報に関すること。
- (3)儀式及び交際に関すること。
- (4)公印の管守に関すること。
- (5)議場の警備その他議事堂の管理に関すること。
- (6)他の課の所掌に属しないこと。

議事課

- (1)本会議に関すること。
- (2)議会運営に必要な会議に関すること。
- (3)議員総会に関すること。
- (4)議決事項の処理に関すること。
- (5)議長会議及び事務局会議に関すること。
- (6)会議録の編さんに関すること。
- (7)市会先例集の編さんに関すること。
- (8)その他議事に関すること。

政策調査課

- (1)市政調査、議案調査その他調査に関すること。
- (2)例規の制定改廃に関すること。
- (3)請願及び陳情に関すること。
- (4)議員提出議案の立案補助に関すること。
- (5)議案等の法制的検討に関すること。
- (6)各種刊行物の発行に関すること。
- (7)市会図書室に関すること。
- (8)資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (9)市会史に関すること。

〔議事課と政策調査課の共管事項〕

- (1)常任委員会に関すること。
- (2)特別委員会に関すること。
- (3)実行委員会に関すること。

〔分担は事務局長が定める。〕

令和6年度組織改正の概要

1. 重点項目

(SDGs関連施策の推進)

- 「SDGs貢献都市」として、SDGsに立脚した新たな政策の企画・立案・実施に取り組むため、企画調整局調整課の再編により、SDGs推進課を新設
- 課の新設にあわせ、課長2名・係長1名・担当2名を増員

(王子公園再整備本部の設置)

- 王子公園の再整備を一体的に進めていくため、建設局にプロジェクト全体を統括・推進する王子公園再整備本部を設置
- 文化スポーツ局及び都市局からの業務・体制の移管を含め、本部長1名・課長2名・係長3名・担当6名を配置

(組織規模の適正化)

- 組織マネジメントの強化、所掌業務の明確化等の観点から、職員数規模が大きく所掌範囲が広い課組織について、再編を実施

<主な再編>

局・部	旧組織	新組織
こども家庭局	家庭支援課	家庭支援課、子育て支援課
環境局	環境創造課 業務課 環境保全課	環境企画課、脱炭素推進課、業務課、資源循環課、環境保全課、事業系廃棄物対策課

2. 新規・拡充

(地域共生の推進)

- 地域に密着した外国人施策の総合調整機能として、地域協働局地域協働課に課長（地域共生担当）を新設するとともに、市長室国際課が所管する多文化共生事業を移管

(次期総合基本計画の策定)

- 次期総合基本計画について、市民の参画を得ながら策定に向けたプロジェクトを推進していくため、企画調整局政策課に課長（総合計画担当）を新設

(税務部の再編)

- 各課の適正規模化を図るとともに、市民税担当及び固定資産税担当の部長を新設し、部内組織体制を強化

(児童福祉の向上に向けた支援体制の強化)

- こども家庭局こども家庭センターにおいて、児童虐待対応等にかかる関係機関との連携強化、支援にかかる専門性向上を図るため、課長（援助調整担当）・係長（2名）を新設

(職員技術研修所の設置)

- 基礎知識修得のための専門研修や、新技術にかかる研修を充実させ、技術系職員の技能向上を図るため、建設局に職員技術研修所を設置

(森林官の新設)

- 森林の適切なマネジメント（踏査、整備計画策定、普及啓発等）や木材活用を推進するとともに、プラットフォームの事業強化を図るため、建設局防災課に森林官（課長級）を新設

(空き家対策特命チームの新設)

- 危険空き家・所有者不明空き家の早期改善に向けて、財産管理制度の積極的活用等に取り組むため、建築住宅局建築指導部安全対策課に空き家対策特命チームを新設し、担当の係長を配置

(神戸空港の国際化に向けた体制強化)

- 神戸空港の国際化等の機能強化を推進するため、港湾局空港調整課に係長1名・担当4名を増員（令和5年10月に配置済）
- 体制強化に伴い、施設整備を所管するラインを空港整備課として分離し、空港調整課を2課体制へと再編

(明舞地域のまちづくり支援強化)

- 現行の明舞サービスコーナーを令和6年秋に出張所化することに合わせ、明舞地域におけるまちづくり支援の取り組みを強化するため、垂水区地域協働課に係長（地域活性化担当）を新設

神戸市事務分掌条例

(最終施行令和5年4月1日)

平成15年10月条例第19号

(局及び室の設置並びに分掌事務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。

市長室

- (1) 秘書に関する事項
- (2) 国際化の推進に関する事項
- (3) 広聴及び広報に関する事項

危機管理室

危機管理に係る事務の総括に関する事項

企画調整局

- (1) 震災復興に係る事項及び関係機関との連絡調整に関する事項
- (2) 市政の基本的施策の立案、総合調整及び統計に関する事項
- (3) 市政の重要な新規施策の調査及び推進に関する事項
- (4) 情報化の推進に関する事項
- (5) 神戸医療産業都市の推進に関する事項

地域協働局

- (1) 地域活動の推進に関する事項
- (2) 区政及び市民生活に関する事項

行財政局

- (1) 市の行財政改善の推進及び行政一般に関する事項
- (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- (3) 市の予算、税その他財政に関する事項
- (4) 議会に関する事項
- (5) 他の局及び室の所管に属しない事項

文化スポーツ局

- (1) スポーツに関する事項
- (2) 文化に関する事項
- (3) 図書館及び博物館に関する事項

福祉局

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項

健康局

- (1) 健康に関する事項
- (2) 保健衛生に関する事項

こども家庭局

- (1) 子供及び青少年の健全育成に関する事項
- (2) 子育て支援に関する事項

環境局

- (1) 廃棄物の処理に関する事項
- (2) 環境の保全に関する事項

経済観光局

- (1) 商業、工業、貿易、観光及び企業誘致に関する事項
- (2) 農林水産業に関する事項

建設局

- (1) 道路に関する事項
- (2) 下水道及び河川に関する事項
- (3) 公園緑地及び砂防に関する事項

都市局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 新都市整備に関する事項

建築住宅局

- (1) 住宅及び住環境整備に関する事項
- (2) 建築に関する事項

港湾局

- (1) 港湾に関する事項
- (2) 空港に関する事項

(施行細目の委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。